

長野県治水・利水ダム等検討委員会 第3回黒沢川部会 議事録

日 時 平成14年5月31日(金)午前10時から午後5時20分

場 所 長野県 南安曇庁舎 講堂

出席者 高橋部会長以下15名(大熊委員、藤原委員、平林特別委員、内川特別委員 欠席)

事務局(治水・利水検討室)

第3回黒沢川部会を開会いたします。開会にあたりまして高橋部会長からご挨拶をいただきますと思います。

高橋部会長

大変お忙しい中お集まりをいただきましてありがとうございます。本部会、黒沢川部会を開会するに当たりましてご協力をお願いしているわけでございますけれども、やはりもう3回ということで目標を8月末と設定しているということもありまして、非常に皆さんにはハードなスケジュールでご迷惑をおかけしておりますけれどもよろしく願いをいたします。また、幹事の方々も大変ご苦労さまです。前回の部会におきまして流域の論点を、検討委員会で出た案を基にこの部会案として整理していただきました。この部会としての論点で審議を進め検討委員会へ報告したいと思っております。整理された論点の中で、黒沢川部会においては、重要な利水について利水ワーキンググループの報告を聞いて、その課題と対策について整理したところであります。特に三郷村の上水道に関しましては、新たな水道水源の確保が必要であるということが確認をされています。さて、今回は前回に続きまして三郷村上水道の水源確保についてご審議をいただき、対策案を出していただければと思っておりますのでよろしく申し上げます。一応、今日の議事は利水についてという計画でございますので、限られた時間の中で科学的で建設的なご審議をいただければと思っております。ぜひ有意義な部会となりますよう議事進行役としましてはご協力をお願いしまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

事務局(治水・利水検討室)

はい、ありがとうございました。只今の出席委員は19名中14名でございます。条例の規定によりまして本部会は成立いたしました。議事に入ります前に資料をご確認いただきたいと思えます。委員の皆様方には部会での資料を事前に送付してございます。資料番号は第1回からの通し番号にしてあります。今回事前に送付しましたのは資料-6から資料-20であります。本日使用します資料は6から19であります。なお、その他の資料につきましては、関係する論点の審議をするときにご説明することになりますのでよろしくお願いいたします。まず、本日の資料でございますが、資料-6.黒沢川流域、万水川流域の論点、資料-7.水源対策案黒沢川部会、資料-8.利水の状況、資料-9.三郷村の水道水源井戸の状況、資料-10.三郷村近隣町村の業務・営業用水量の実績、資料-11.三郷村の土地利用構想、資料-12.流域町村の水道水源の状況、資料-13.流域市町村の人口予測、資料-14-1.豊科・堀金・穂高地区の地下水位観測調査について、資料-14-2.安曇野農業水利事業の地下水位調査について、資料-14-3.重柳・矢

原地区の地下水位調査について、資料 14 - 4 . 穂高町等々力地区地下水位観測について、資料 - 15 . ダムで水を堰き止めたことによる地下水への影響、井戸を掘った場合のわさび田への影響、資料 - 16 . おいしいみずとは、資料 - 17 . 利水対策における砂防えん堤嵩上げについて、資料 - 18 . ダムに関する資料一覧 情報公開のリスト、ダムに関する今までの調査の詳細 費用、業者、落札関係、資料 - 19 . 河道外貯留施設について、資料 - 20 . 黒沢ダム計画に関する環境調査の概要です。この資料 - 20 に関しましては第 4 回以降に使う資料になっております。よろしいでしょうか。それでは高橋部会長、議事進行をお願いいたします。

高橋部会長

それでは本日の議事録署名人は倉科委員と丸山委員をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議事 . 1 の利水についてです。前回、利水の課題と対策について論議し整理しました。整理したものが資料 - 6 ですか。資料 - 6 をご確認ください。10 項目にまとめてあると思います。また利水の課題と対策について論議し整理したものが資料 - 7 であります。これを基に利水について論議を深めてまいりたいと思います。三郷村の水道水源は新たに確保が必要であるということを前回の部会で確認しておりますけれども、これを踏まえまして本日は次の 2 点について順次論議していきたいと思います。まず第 1 点でございますけれども、新たに確保が必要な水量についてでございます。2 点目として、各水源対策についての課題等についてでございます。まず第 1 点目の新たに必要な水源水量ですが、現況報告でもありましたように上水道の水源は農業用水から 4,800m³/日利用している実態ですから 4,800m³/日は上水道の新規水源として必要と思われる。その他の三郷村の上水道計画については、前回の部会で出された水道施設に関する回答とともに三郷村から説明をいただき新たな水源の必要量について審議を進めます。それでは三郷村の水道事業計画に関する資料請求について説明を求めますが、水利権について確認できていないことがあります。久保田委員から資料請求がありました利水の状況について幹事から説明を求めます。

幹事（松本地方事務所 土地改良課）

松本地方事務所土地改良課の大月と申します。農業水利権の詳細につきましては本来なら利水者の方から説明した方が良いかと思いますが、諸般の事情により本日は私どもが改良区、三郷村等から伺った範囲でご説明させていただきますのでよろしく申し上げます。資料 - 8 . 利水現況図をご覧ください。この地域は扇状地でありますので下流へ行けば行くほど安定した農業用水の取水はできませんのでこの図を見てもらえば分るとおり黒沢川の上流のみで農業用水の取水が行われています。前回ご質問があった南小倉土地改良区の水利権は許可か慣行かということにつきましてはそこに一覧表があります。南小倉土地改良区というのは現在、中信平左岸土地改良区と合併しておりますけれども、この一覧表にありますように番号の 1 から 4 ということです。番号 1 が許可水利権で灌漑面積が 60ha になっております。番号 2 から 4 が慣行水利権になっております。それで、番号 2 から 5 の慣行水利権の灌漑面積につきましては、番号 1 の許可水利権の灌漑面積 60ha の内数になっております。というのは、水をかけている場所が 1、それと 2 から 5 ままで重なっているということです。灌漑している場所につきましては 2 番から 4 番までが黒沢

川左岸の室山の西側の南小倉と呼ばれている農地です。5番につきましては、黒沢川右岸の中塔と呼ばれている農地です。一覧表の番号8と9の日向堰と日陰堰につきましては黒沢川のすぐ隣の両岸の農地に水をかけていましたが最近では転作等のため取水しておりません。以上です。

高橋部会長

はい、ありがとうございます。何かご質問がありましたらどうぞ。

久保田特別委員

詳細な資料をありがとうございました。農業用水についてはこれで良いと思いますけれども、もう一つ南黒沢で雑用水組合に慣行水利権があるのではないかと思いますけれど、こちら辺につきまして確認をお願いします。

高橋部会長

土地改良区でいいですか。

幹事（松本地方事務所 土地改良課）

雑用水も農業用水も慣行水利権として一緒に届け出しておりますのでこの一覧表の中に入っていると考えていただいてもいいかと思います。

高橋部会長

何番に入るのでしょうか。

幹事（松本地方事務所 土地改良課）

申し訳ありません。私が今ご説明したのは北黒沢の方です。南黒沢の方につきましては私どもの方からはご説明できません。

久保田特別委員

南黒沢ではなくて南小倉の雑用水組合のことを私は質問しています。

高橋部会長

三郷村さんでわかりますか。

三郷村

三郷村の役場のものです。南小倉の雑用水の関係はここに載っております2番の上堰、4番の下堰この2つにおいて慣行水利権といえますか雑用水の方を取っているということになっております。よろしく申し上げます。

高橋部会長

久保田委員よろしいですか。その他ご質問ありますか。

植松特別委員

1 番の許可水利権のことですがこの許可水利権は農業用水利権だけですよ。ということは、水道用水利権についてはどうなっているかお聞きしたいですけれど。

高橋部会長

土地改良区でいいですか。三郷村さんですか。

幹事（豊科建設事務所）

豊科建設事務所でございます。この許可水利権についての目的は灌漑ということで水道用水ではありません。ですから水道用水としての水利権はございません。

植松特別委員

水道用水として水利権が無い所から今は取水しているわけですよ。その協定やどのような按分で水道用水として取水しているのかお聞きしたいんですけれど。

高橋部会長

三郷村お願いします。

三郷村

今のお話があったとおり三郷村の水道事業としては水利権はございません。そんな中で南小倉土地改良区というのは昭和 31 年に認可されたというか設立されまして、昭和 34 年に灌漑用水とともに農業用水の取水も許可されているということであります。その後、時を同じくしてですけれども三郷村の水道事業も昭和 31 年、32 年頃から本格的に始まってきたという状況のなかで、地元の南小倉土地改良区が昭和 47 年の時に農業用水として許可を受けたものを水道用水として分けてもらえないかということで協定を結び、水道用水として取得しているという状況であります。

高橋部会長

よろしいですか。

植松特別委員

了解しましたけれども、農業用水を何もなくて水道用水として取水すれば河川法の 23 条に違反するわけですがけれども協定が昭和 47 年にあったということですよ。その協定についてどのような内容かということをつかれば今出していただきたいですけれども、無ければ資料請求ということをお願いしたいです。

高橋部会長

三郷村でありますか。

三郷村

内容的には農業用水として南小倉土地改良区が使ったものを分けてもらうという協定であります。三郷村の方で水道用水として幾ら、幾ら分けてほしいということ、それから農業用として代掻きのときなどは使用水量が違ってまいりますのでその辺の水量の按分、生活雑用水としての水量の規定、それから維持管理、費用負担等の内容が書かれた協定になっております。

植松特別委員

許可水利権は10年ごとに見直されているわけですがけれども10年ごとにそちらの方の協定も見直しているということによろしいでしょうか。

高橋部会長

三郷村どうぞ。

三郷村

協定自身については10年ごとの見直しということではやっておりません。ただ南小倉土地改良区が平成元年に長野県の中信平左岸土地改良区に吸収合併された状況のなかで、協定の締結者がかわったということで一部改正等をしてございます。南小倉土地改良区自身の水利権の10年ごとの見直し等につきましては私はわかりません。

植松特別委員

今、村の担当者のお話で分からないということですので、次回の資料請求として協定書の内容を是非お願いしたいです。というのは、これからダムができれば水利権等が許可水利権からどのように移行するのか、慣行水利権となるのかあるいは生活雑用水となるのか、水利権の問題はこれからはずっと利水のこと絡む問題です。是非次回、あるいは午後でも構いませんので資料の提出をお願いします。

丸山特別委員

私の方からお答えするのともうかと思えますけれども、たまたま村の当事者ということで話したいと思います。三郷村の水道の歴史からお話ししなくてはいけないのですが、実は昭和31年に三郷村の水道事業は始まったわけです。それ以前は農業用水と言いますか下を走っております水路から飲料水を使ったわけです。水道ができた時の経緯は、是非飲み水を上水道へ取りたいという話だったと聞いております。当時は飲み水と若干の洗面ぐらいで戸数も少なかったということもありまして沢の余り水を使っていたとも聞いておりますし、若干黒沢川からいただいたとも聞いております。本格的に戸数も増えたり、洗面、お風呂というのも増えてきて必要な水量が多くなったという中で南小倉土地改良区と協定を結んで分けていただくという経緯だと思って

おります。三郷村には水道水源となる水が新たには無かったということです。井戸を掘ればという話もあったと聞いておりますが、三郷村には当時あまり井戸は無かった、私が記憶しているだけでも2、3個だったと思います。そのくらい地下水が深かったということで農業用水を飲料水に使用したわけです。それがその後どんどん需要が増えてきて4,800m³/日を協定で分けていただいています。それでも足りなくなった分は地下水から上げるということでやっております。これは村の水道が自然流下式で配送しておりますので下に井戸を掘ってそこからポンプですぐ配送というわけにはいきません。一旦上段部まで上げてそこから黒沢川の水と一緒に配送しているわけです。そういう意味で相当お金もかかっております。水道水源を確保するというのは村民の悲願でありまして、できれば水利権を持ちたいという願望はあったのですけれどもなかなかうまくいわずに協定を結んで分けてもらっているという経緯でございます。これから利水について議論していただくわけでございますけれども、今までの考え方としてはダムができた時に水利権の見直しをしていただくということも含めて考えてきたわけでございます。何としても自前の水がほしいというのが課題でございます。そのために南小倉土地改良区には減反率7割近くの減反をお願いしています。それでも足りない水については下の農業用水から村の水道事業で造り出した水路を使って上段に農業用水として上げているということです。農業用水をすぐ飲料水として使えるということであれば状況も変わってくると思います。どちらにいたしましても水の確保というのは村民の悲願であると考えています。

高橋部会長

はい、久保田委員どうぞ。

久保田特別委員

今の丸山委員からも説明がありましたがこの件に関しましては私も大変気にしておりまして、前回から質問したりしているわけです。いろいろ勉強しているなかで私が考えていることは確かにこの問題は問題があると思います。しかしこの問題を解決するためにダムを造って水利権を取るということで今まで計画しているわけですので、この部会で今までどうだったということをやってしまうとあまり得策ではないように思います。この委員が現在の状況は問題があるということ認識して、今後どうすれば良いかということ論じていければいいのではないかと思います。それが前向きな会議だと思いますので私とすればそんなことにしていただければと思っています。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。その他どうぞ。

青木特別委員

農業用水のことですが、いただいた資料では毎分ですか0.22m³/sということでダムから取っているということだと思いますが、実際に南小倉で必要な量はどの位で、どの位不足しているのかというのが知りたいんですが。

高橋部会長

土地改良区でお願いします。

幹事（松本地方事務所 土地改良課）

すいませんが今は資料がありませんので、三郷村さんとも相談してどのように解答できるか検討させていただきます。

高橋部会長

それでよろしいですか。その他どうぞ。

植松特別委員

先程の権ですが久保田委員さんから前向きな提案をしていただきました。その中で問題があるとおっしゃったのですけれどその問題が分からない、まだ明確にはっきりと分からないものですから私はお聞きしています。その問題を明らかにして、こういう問題だけど次はどうしようかということに行かないと、分からないまま次に行ってしまうのはよくないと思います。問題があっただけでそれがいけないのなら解決する手段を考えれば良いことですからね。私は前向きな議論をするために今までの問題はどのような問題だったのか、法的に何かあるのか、もしあればその法がおかしいのか、というような議論をしたいと思います。これはここだけの問題ではなくて県、全国他の所にもある問題だと思います。これを明らかにしていくことがこれからの水問題、利水問題を考える第一歩だと思います。この問題を解決するためにダムありきではなくてどうしたらいいかという議論を進めるために是非この問題を明らかにしていただきたいと思います。お願いします。

高橋部会長

はい、分かりました。特にこの水利権の問題については経過もよく聞き分けながらいきたいと思っております。今までの話では河川からの上水道の水利権は三郷村の場合はゼロということで良いわけでしょうか。

丸山特別委員

あの先程の話に付け加えさせていただきますけれども三郷村の水利権は全くありません。その中で当時どういう経過か私は良く分かりませんが、地元から県議をされておられた方がいて、その方が村長になった時に昭和31年の水道事業を始めたということでもあります。いろいろ聞いているなかでは、南小倉土地改良区と分けてもらう協定を結んで三郷村の水は確保しているということです。私も単純に考えてみますとこれはやはり河川法違反になるのではないかなと思ってはありました。しかしずっと昭和31年から始まったことで、それを昭和47年に見直して正式にということのようですが協定を結んであります。それは土地改良区の理事長と村長と結んであるということです。それで一応河川法違反になるかどうかというところではありますが、村としては合法的に4,800m³/日を取れていると思っております。もう一つ村で水道用水が一番足りなくなるのは農業用水と重なるときであります。それは5月の代掻きの時期、5月から9月

までの田んぼに水を入れる時期です。それ以外のときは黒沢川の水も余っているという話ですけれども相当量流れておりますのでいただいているということです。ですから農業用水に必要な分は取っていただいて、残りを村の水道に使わせていただくという形で基本的にはやっています。

高橋部会長

では少し整理させていただきますが、三郷村の上水道の河川からの水利権はゼロだということはやよろしいでしょうか。

幹事（豊科建設事務所）

豊科建設事務所です。それでは今の関係ですが、一級河川からの三郷村の水利権はゼロということになります。ただ今回の場合は実態としまして砂防えん堤からの取水施設も持っています。砂防施設の位置は普通河川になっているということです。そこは分けて考えていただきたいと思えます。

高橋部会長

従って黒沢川は普通河川だからということですね。

幹事（豊科建設事務所）

一級河川の上流端が砂防えん堤の直下であります。従いまして農業用水で取水している位置は一級河川から取っているということになります。そこからの水利権は上水としては無いということになります。ただ砂防えん堤にも上水の取水施設があります。この位置は普通河川に位置しているということで河川法の適用にはならない河川であるということで分けて考えていただきたいということです。

高橋部会長

一級河川と普通河川の境界というのは砂防ダムの下流何mとかいうのは決まっていますか。

幹事（豊科建設事務所）

直下です。砂防えん堤の下流側の水たたきの所です。

高橋部会長

そういう認識をお願いします。

植松特別委員

今の中条さんの説明でちょっとお聞きしたいのですが今の許可水利権ですよね。許可水利権というのは砂防えん堤の直下で農業用水としてもらっているのか、それとも砂防えん堤の上でもらっているのかどうかお聞きしたいです。

幹事（豊科建設事務所）

農業用水というのは一級河川から取っております。

植松特別委員

一級河川はダムの下ですよ。ダムの下から取っているということは今はダムからは取っていないということですよ。ダムには許可は無いわけですよ。

幹事（豊科建設事務所）

上水ですか。

植松特別委員

上水も農業用水も現在の許可水利権です。

幹事（豊科建設事務所）

許可水利権は一級河川から取っておりますのでダム直下ということになります。

植松特別委員

ということはダムからは無いわけですか。

幹事（豊科建設事務所）

上水の施設がダムの位置にあるということです。

植松特別委員

ちょっと私はよくわかってないです。

幹事（豊科建設事務所）

水利権という概念は一級河川からです。一級河川は砂防えん堤の本体の下流部分からです。従ってそこから下の部分からの取水の権利は持っていないということです。ただ現場で見られたように砂防えん堤に穴があいていて管があります。取水の位置というのは砂防えん堤の上です。ここは一級河川ではございませんので水利権という概念はございません。ということで実際に取っているのは普通河川からで水利権という概念は無いです。ただ現場でご覧いただいたと思いますが、砂防えん堤の下に第一取水口ということでコンクリートの柵があります。水は砂防えん堤に入っている管から柵へ落ちます。そして黒沢川に一旦落ちてすぐ下にある第一取水柵からまた取水しています。従いまして砂防えん堤から取った水は黒沢川の一級河川に着地をするというのが実状です。ですから普通河川から取水はしておりますが、黒沢川に数メートルあるいは数十センチは着地をしているというのが今の施設の実状であります。

高橋部会長

はい、田宮さん。

田宮特別委員

良く理解できないです。今の説明ではなるほどというふうにはならないわけです。4,800m³/日も水利権から分けてもらっているというのは実際にはどこの水利権から分けてもらっているのですか。許可水利権の無い普通河川からであれば水利権は無いわけですよ。その数メートルか数十センチかからの4,800m³/日なのか。その辺が実際は非常にわかりにくいです。もう少しこのことについてははっきりさせなくてははいけないと思います。水利権が無い所からの4,800m³/日であるなら後1,000m³/日というのはダムに頼る必要は無いわけです。それを5,800m³/日にすればいいわけですから。今のえん堤はリフレッシュさせなくてははいけないとは思いますが、そうなればそこから1,000m³/日取水すれば水利権は絡んでこないのではないのですか。以上です。

高橋部会長

はい、清水委員どうぞ。

清水特別委員

砂防ダムというのがでしたが、長野県における砂防ダムの目的というのを砂防課の方にお聞きしたいのですが。

高橋部会長

はい。砂防課お願いします。

幹事（砂防課）

目的ですが、前回も申し上げたように土石流を止めるということが目的です。

清水特別委員

はい、ありがとうございました。今長野県でやっているところは2、3ヶ所あると聞いたのですがその中で利水は農業用水を取っているわけです。遮水壁及びグラウトカーテンという形があるなかで長野県方式と聞いています。砂防ダムというのは多目的ダムに比べたら比較的小さいです。こうなるときますと水利権というような問題も出ているなかで完全な多目的ダムにするという県の目的はどうなのかお聞きしたい。

幹事（豊科建設事務所）

多目的ダムにした場合の県のダムの目的ですね。洪水防御と新規水源の確保と既得水利の安定化、維持流量の確保の4つになると思います。

清水特別委員

ありがとうございました。

高橋部会長
二木委員どうぞ。

二木特別委員

今の水利権の法の問題ですがちょっと説明が良く分からないです。今の砂防ダムの所から黒沢川に流しているということでハンドルがあって落としているわけですが、同じ川に流しているわけですね。要するに黒沢川に水を溜めておいてそれを黒沢川に流して三郷村が利用するという事ですから、ちょっと解せないです。同じ黒沢川をたどって流れてくるのにどうしてそういう形になってしまうのかよく分からないです。同じ一本の川に流すのに一級河川と普通河川とどうして2つに分かれてしまうのかがちょっと解せないですけどもそういうものですか。

高橋部会長
豊科建設事務所お願いします。

幹事（豊科建設事務所）

口ではうまく説明できないものですから略図みたいなものを作って早いうちにご提示したいと思います。

高橋部会長
それがないと進まないなので黒板に書いてください。

丸山特別委員

すいません今のことですが、今、村と南小倉土地改良区との協定は4,800m³/日取水できるという協定を結んでいます。私どもはこの4,800m³/日は農業用水から分けてもらっているという認識でいます。それにプラスして実際には6,000m³/日位を川から取っています。ですからその余り水については上から来ているのかなと考えますが、協定の中で取れるのは4,800m³/日だと思っています。それ以外は本当の農業用水の方に行ってしまうのです。農業用の水を使用する以外のときは取れれば取っても良いよと了解していると聞いています。ですから私は今豊科建設事務所では話されたように普通河川には水利権が無いということですから4,800t 以外は村の権限として取っているというような理解にさせていただきたいと思います。

高橋部会長
はい、宮下委員どうぞ。

宮下特別委員

あの大変申し訳ないのですがなぜ水利権というのが生じるのでしょうか。水は万物共有のもの

であると思います。それなのになぜ水に対して権利が生じるかということ、この辺どういう意図で水権利を決めているのか説明していただかないとわからないですよ。

宮澤（孝）特別委員

部会長さん今ちょっといいですか。ただ今の水利権の問題ですが久保田委員さんが先程お話ししたようなことでよいような感じが私もします。ただ本当に数十センチ単位での水利権の問題ということですので事務局の方で統一見解を休憩してでも出していただければしっかり理解した上で進めていただいた方がよろしいかと思います。それと確認ですが資料 - 8 の農業用水一覧表で1が許可水利権、2から4が慣行水利権ということになっていますが先程の説明で2から4が1の内数ということでしたか。これは確認ですがいろいろ関連してくると思いますのでお願いします。

幹事（松本地方事務所 土地改良課）

内数ということで結構です。

幹事（豊科建設事務所）

では略図で説明申し上げます。白い線が黒沢川でございます。ちょうど合流点に砂防えん堤があるわけですが、砂防えん堤の本当に直下に一級河川というコンクリートの杭があります。それで砂防えん堤のコンクリートのこの斜めになっている直下部分の下流側が一級河川ということになります。先程、許可水利権ということで農業用水を $0.22\text{m}^3/\text{s}$ 取っているというのは現場で見てもらいましたカーブ1つ下の所にあるコンクリートの柵から取っているということです。これに関しては $0.22\text{m}^3/\text{s}$ 取るよという水利権が許可として確立しています。砂防ダムから取っている水のことですが、こちらに絵が書いてあります。砂防ダムの所に3つ管が空いていてこの管が地下にずっと潜って行ってやはり黒沢川に出ます。この取水というのは青い線より上流ですので普通河川からの取水になります。この普通河川からの取水の所管は三郷村ということになります。一級河川から下の場合については、この場合は長野県ということになります。砂防ダムを利用した取水については普通河川からの取水ということで水利権という概念はありません。ですから村の条例に基づく取水ということになります。先程私が説明したのはここなんですが、管でずっと来まして一旦やはり黒沢川に落ちます。現地調査の時の資料にあると思いますが柵に一度落ちます。ここで川に戻って、この下にある第一取水の柵で取水しています。この第一取水の柵は黒沢川の水も同時に入れてあります。両側2面から水を入れてあります。従いまして一旦ここで何センチだか何十センチだかわかりませんが川へ落ちます。落ちてここから取っている水と一緒にこの先で農業用水と上水とに分水しているというのが実状であります。本当に言えば一旦川に落ちていますので一級河川からの取水と言ってもおかしくはないかなと思います。非常に難しい所ですが本当に厳密に言えば一級河川からの取水と言われかねないと思います。直接ここに上水の管を埋けていけばそれは普通河川からの取水ですよという見方になったと思いますが、現在の使用方法だとやはり一級河川の使用だと言わざるを得ないのかなと思います。水の取り方については以上です。

幹事（河川課）

それでは県の河川課ですけれども水利権についてどういうものかということについて説明したいと思います。宮下委員の言われたように河川というのは一般に自由使用ということが言われています。この自由使用というのは一般の公衆が自由に使用できる形態であり、河川管理者の許可、認可、届け出等は特に必要とせずに行える行為です。要するに水泳ですとか川遊び、川釣り、散歩等というのは自由使用でできるということです。それに対して許可を要するものがあります。許可を要するものというのは厳密にはいくつかに分かれているのですが、河川の公用に影響を及ぼす行為は一般的に禁止したり制限をされています。これは川の中に工作物を新設するですとか川の掘削をするですとかそういった行為は許可使用ということになります。それから河川の持っている財産に対する制限というのがありましてそれは特許使用という呼び方をしていますが、河川を構成している敷地等、そこを流れる流水などを取得したり占有したりするということです。このなかで流水の占有ということですが、これの目的が河川における流水の使用の秩序を保つために河川管理者が河川という公物の管理権に基づき公物使用を設定する行政行為ということで、この流水の占有を一般的に水利権と言っています。それでこの許可を得た水利権を許可水利権と言います。ただし、この河川法というものができる以前から権利行為が行なわれているものがありまして、それが公法的、社会的に正当なものだと認められている場合については、この行為についても慣行使用とみなして特許使用と同じように許可を受けたものみなされるということです。これが慣行使用、いわゆる慣行水利権というふうに規律しています。以上です。

高橋部会長

はい、どうぞ。

宮下特別委員

そうすると同じ川でありながら水利権がある所と無い所があるというのはどういうことなんですか。

高橋部会長

同じ川で水利権が有ると無いのとどう違うのかということです。

幹事（河川課）

これは一級河川がどこまでかということです。河川法上の 23 条に関わる許可が必要という許可水利権、河川法の 87 条、施行法 20 条で慣行水利権というのがあるのですが、それは一級河川に関わるものです。先ほど豊科建設事務所の方から説明がありましたように、一級河川より上のものというのは河川管理者が異なります。一級河川は県または国が管理者、普通河川は市町村が管理するものですからそちらの方で権利を主張するということになると思います。

高橋部会長

よろしいですか。その他ございますか。はい、どうぞ。

二木特別委員

確認ですけれども、今のお話からですと黒沢ダムの上流と下の一級河川黒沢川とはイコール、同じということで理解していいですか。そういうふうにしかならないのですね。もう一つ、協定書を結んでいるわけですがその協定書は大いに効力のあるものと理解していますがいいですか。

幹事（河川課）

先程からお話していますけれど一級河川の水利権の許可というのは知事なり大臣が持っているわけです。普通河川につきましてはここは三郷村でありますので三郷村の公共物管理条例の第4条に基づいて村長が許可をおろすということです。水利権という名前が正しいかどうかはわかりませんが、どちらにしても許可が必要だということだけをご承知ください。

高橋部会長

協定書というのは法的に有効かということが先程から出ておりますけれども、河川法上はどういうふうに解釈すれば良いのでしょうか。植松委員からも出ておりますので分かればここでお願いします。

幹事（豊科建設事務所）

河川法上は、灌漑で許可を受けたものが協定によって切り割りして農業用にちょっと、上水にちょっとというのはやはり問題があると認識しております。

高橋部会長

では、そういうことで整理させていただいてよろしいですか。河川法上は問題があるということですが、用途が違うということですか。法律上はそういうことだというふうに解釈して今後審議していただければと思います。

植松特別委員

法律上は問題があるということでこれについてはどうするかということの後で考えなくてはいけないと思います。あるいはこの問題は置いておいて前向きに議論するのか。さっきも言ったようにこの問題はここだけの問題ではないです。今まで昭和47年、もっと言えば昭和31年から法的には問題があるけれども県もある程度は黙認と言いますか、そうせざるを得ないで協定書を黙ってやってきたということが良いのかどうかということは、一度ははっきりしておいた方が良いでしょう。はっきりしておいて次の議論に進まない、法的に問題があるということで済ませているのかと思います。これは別問題ですからきちんとしてほしいということです。後、上と下とは違うということですが、砂防ダムで造ったのですけれども本当は砂防ダムではなくて下に落としているから一級河川から取水しているということです。じゃあ上の砂防ダムの目的は何なのですか。この砂防ダムは利水のために造ったというのに本当は下の一級河川から取水している

わけですね。この砂防ダムの目的自体もどうなのかと思いますし、これは砂防課からお聞きしたいと思います。これについては法的に問題があったのに県の方でやってきたということについてちょっと議論しないといけないと私は思います。

高橋部会長
砂防課どうぞ。

幹事（砂防課）
砂防課です。砂防の目的は利水だということですが、砂防の目的は利水ではありません。先程も申し上げたとおり土石流を止めるということが目的です。

高橋部会長
はい、どうぞ。

丸山特別委員
砂防ダムについては私どもも疑問はありました。あそこに取水口を付けたということは砂防ダムの土砂が満杯になるまでは水を取ってもいいよという理解をしているからです。現在はおそらく一番下の取水口は使えないはずですが。ただ私もよくは分かりませんが一般の利水ダムを見ていますと、取水している所は下の方であって、それは当然一般の河川も流れているわけです。下の方で取っても上で造られている水を取ることは問題無いのではないかと思います。ここで言えば、砂防ダムの上で造った水を流してきて下でその分を取るといったことについては問題無いのではないかと思いますがいかがでしょうか。

高橋部会長
先程説明したように河川に出さなければ問題無いということでしたね。

丸山特別委員
ですけれども大きなダム、例えば利根川ダムは群馬県の方で造った水を東京都で取っているわけですよ。あれは他の水と一緒に流してきて取っているじゃないですか。ですから、上で造った相当の水を下で取っても問題無いと私は理解するのですがいかがでしょうか。

高橋部会長
河川課でお願いします。

幹事（豊科建設事務所）
河川法で問題があるというのはその問題よりも今の一級河川から農業用水として取っている水を、協定によって上水に与えているということが問題です。

高橋部会長

すなわち目的が違うということではないわけですね。

宮下特別委員

ちょっと私は頭を整理させていただきたいですけれども、普通河川から取ると許可無く使えるわけですね。許可は要るけれどもある程度は自由に使えるということですね。ダムの下を一級河川にして権利を取ろうとしていること自体がおかしいなと思います。農業用水で許可を取ったにもかかわらず飲用水に利用していることが問題だということですよ。そうしますと許可の内容を変更すれば良いということにもなるわけですよ。問題無いということになるわけですよ。

幹事（豊科建設事務所）

今の許可は灌漑用だけれども、目的を上水にはこれ位、灌漑にはこれ位と分けて河川管理者が許可すれば良いのですよねということですか。川からの取水量に変わりは無いのではということですよ。

宮下特別委員

そういう意味で取水量の変更という形で出しても良いのではないかなと思います。

幹事（豊科建設事務所）

今の黒沢ダムの取れる水の量を考えると上水で取っている水の量と、南小倉土地改良区が下流からポンプアップしないで自然流下で水田をやるとい時にはそれが常時取れない状況にあるということと、常時取れないということは黒沢川の下流河川の水がカラカラに無くなるということが予想されます。そうしますと下流河川にも維持流量という量を流しながら、ポンプアップしないで農業用水にも補給し、上水にも補給しということで、非常に多くの量を渇水の時には何かに溜めておかななくてはなりません。そのための黒沢川ダム計画ということ。今の河川法が改正になりまして河川環境の保全とか環境の方に目を向けた時に、川にほとんど水が行かなくなる状況です。今の自然に流れてくるままで目的だけ変えて水道に $0.05\text{m}^3/\text{s}$ 、残りの $0.17\text{m}^3/\text{s}$ を灌漑というやり方では、おそらく許可がないと思います。いっぱい取っているという形になっているということです。

宮下特別委員

分かりました。ダムの貯水量というのは決まっているから取水量を変更できないというのは分かりました。目的を変えることによってある程度この問題は解決できるのではないかなと思います。

幹事（豊科建設事務所）

目的を変えて今の上水の $4800\text{m}^3/\text{日}$ を取りながら農業用水にも配分して河川にも水を流すということは今のままではできないので、冷蔵庫みたいな池を用意して足りない時にはそこから流そ

うというのが今の黒沢川ダム計画でございます。

宮下特別委員

黒沢川のダムからの取水は難しいけれども、農業用水の不足している部分を他の河川から流して使うということも考えられますので、問題無いかと思えます。

高橋部会長

あのちょっといいですか。0.22m³/sを目的別に配分することはできますかという質問にもなっていると思います。絶対量はそのままにしておいてその中の配分ということです。0.22m³/sの中での配分というのは河川法上、水利権上できますかということをお聞きしたいです。

幹事（豊科建設事務所）

では流量等調べまして後日資料として提出します。

高橋部会長

流量調べる必要なんて何も無いですよ。今の許可の範囲の中で目的を2つに分けることはできますかと私は聞いています。調べることは何も無いですよ。0.22m³/sの中で目的を2つに分けた権利ということはできますかと聞いています。

丸山特別委員

今のことにつきましては三郷村も十数年前からやってきました。ただ黒沢川の絶対量を増やさない限り変えられないということです。

高橋部会長

それは分かります。権利の整理をするためにそういうことも可能かと聞いているだけです。

丸山特別委員

水利権の見直しをしていただければ良いのですが、絶対量が無いから水利権の見直しはできないと前々から言われております。

高橋部会長

それは増やそうとするからです。増やさずに0.22m³/sの中でそういうことはできるかということです。

丸山特別委員

現在は農業用水を下から上げているのですよ。それまでしてもまだ足りないのですからおそらく無理だと、私は思っていますけれども。

久保田特別委員

今の件について私が言うのもおかしいですが、既得の水利権者と村が両者で話し合っただけでいいよということで申請して、県の方、管理者の方もそれが合理的な数字であるなら許可を出すと思いますよ。ただ、今の村長が言っているのは今の全体の水量でボリュームが足りないのだから既得の水利権者との話がうまくいかないということです。法的にはそれでみんながいいということであれば、当然河川管理者から許可が出ると私は思っています。そういう答えをしていただければ一番良いと思います。

高橋部会長

私もそういう答えがほしかったのです。ですから、それは確認していかないと次のステップに進めないわけですから、あえて私も確認しているわけです。量の問題ではないわけです。

久保田特別委員

許可を出す出さないではなくて法的にはそうですよ。法の精神ではそうですよということですよ。

高橋部会長

そういう答弁をしてください。河川法上の問題は皆さん十分理解していると思います。河川法上の精神ではいけないということだけは分かっていますけれども、現実は何十年もやってきているという事実もあるわけですし、問題も起きてないわけです。その辺をうまく理解していただけるような答弁をしていただきたいと思います。

幹事（豊科建設事務所）

問題はないということはないです。

高橋部会長

河川法上の問題はなかったわけでしょ。そういうことを私は言っています。今の量の話は後にして次のステップに進んでください。法律がどうなるかということだけ整理していかないと進みません。今の久保田委員の答弁が良いのではないですか。豊科建設事務所の方々どうですか。

幹事（豊科建設事務所）

あの、そういうことです。目的は変えても村長さんが言ったとおりちゃんと河川として正常な機能が維持できればそれは許可になると思います。0.22m³/s という数字については調べないとちょっとわかりません。

高橋部会長

どうでしょうか。まあ、そういうことです。はい、どうぞ。

植松特別委員

今の久保田委員さんの意見はもっともで、はっきり言って心情的にはそのとおりです。みんなもうそうせざるを得ないというのが現実です。ただ中條さんから説明があったように、一級河川から取った農業用水を協定で上水道利用に与えているということについては問題があると思います。これについて県は今の回答で済ましてしまって良いのかということです。それとも問題があるのにこのままでいくのかそのお考えだけちょっとお聞きしたいと思います。

高橋部会長

河川管理者としてということですかね。それではその辺の見解を調整しますので半まで休憩ということでもよろしいでしょうか。半まで休憩とします。

< 休 憩 11:15～11:30 >

高橋部会長

それでは先程の見解を豊科建設事務所の方よろしいでしょうか。

幹事（豊科建設事務所 長尾所長）

それではお答えいたします。水利権の許可につきましては現在の河川法上問題がございまして、これを是正するべく砂防えん堤からの取水分も含めましてダム建設を契機に水利権の許可を見直すということでございます。

高橋部会長

それでよろしいでしょうか。はい、どうぞ。

植松特別委員

了解しました。ダム建設を前提としてということでやっているわけですね。今そのダム建設をどうするかということで議論しているわけですが、このダム建設が白紙に戻って河川改修などで利水をするとなった場合にこの問題に対してどのようにするのですか。その方針というものをお答えいただきたいです。

高橋部会長

河川課長お願いします。

幹事（河川課 大口課長）

今の所長さんのお話したとおり、水利権の許可の申請についての問題はあったということなので、ダム建設を契機にということなのですが、いずれにしてもそういう問題はあるということなんです。ダムを造れば上水、農業用水を含めて安定取水できるような水利権が発生するわけです。そういう意味での解決の手法が早いだろうということです。ダムが無い場合につきましては、今ま

で持っている水利権者のいろいろな調整を図ると、長期間かかるということでご理解していただければなと思います。

高橋部会長

植松委員よろしいですか。

植松特別委員

はい。それではこれから調整を図るということですが、これまで問題があるということに対して、県は見逃すという言い方はいけませんがそうしてきたわけですね。それに対しての県の見解、これまでこの問題をどのように考えてきたのですか。河川法上問題があるのに見逃してきたということについての見解を聞かせていただきたいです。

高橋部会長

違反とみなしてきたのか、それとも住民の同意でやっているという解釈なのかということについてですか。植松さんそういうことですか。はい、田宮委員どうぞ。

田宮特別委員

ダムを造ることで新たな水利権の問題を解決していきたいということだと思いますが、これはちょっと偏りすぎているのではないかと思います。今はそういう立場で議論したり、意見が出たりしているのではないと思うのです。もう一つは、今は砂防ダムからも取水をしているわけですね。砂防ダムの性格から飲料水を取水しているというのは問題ではないのかどうか。やはりそういう法的な問題というのは明らかにしておかないと話が前に進まないじゃないですか。そのことをあいまいにした状態で、新しいダムを造ることによって水利権を確保するというのは短絡的ではないかと思います。

高橋部会長

その辺をお答え願いたいと思います。はい、どうぞ。

幹事（砂防課）

砂防課です。砂防えん堤から水を取水ということは違法ではないのかということですが、でも、満砂になるまでの間、有効利用していただくということです。ただし、砂防の計画では満砂になるということを想定しているものですから、満砂の際には取水はできなくなりますよということで村長と協定が結ばれています。

高橋部会長

よろしいでしょうか。そういう条件付きで許可をしたという解釈の説明でした。

宮澤（孝）特別委員

ただ今ご説明いただいたことは、ダムを造ることが前提ということではなくて、ダムを造ることが契機だというふうに私は捉えましたがそれでよろしいでしょうか。この問題は私が思いますのは、やはり南小倉土地改良区の存在が非常に大きいと考えます。先ほど植松委員さんの方からもその辺を明確にしろという意見もございました。協定の方も文書での協定があったり、昔の口頭だけの協定があったりと非常に複雑になっておりますし、それに尚且つ慣行などが絡んできます。果たしてきっちりと解明することが可能かどうかということと、委員会でそこまでする必要のあるのかということを考えます。現状に関する行政側の統一見解が出ればそれである程度明らかになったということではないかと私は思います。

高橋部会長

問題は土地改良区の関係ですね。その他ご意見はございますか。はい、どうぞ。

植松委員

先ほど砂防課が村との協定で満砂以降の権利が無くなるとおっしゃいましたが、それは村と文書とか契約書とかでの協定はあるわけですか。土地改良区とではなくて村とですか。

高橋部会長

その条件での協定というものはあるわけですか。

幹事（砂防課）

あります。

植松特別委員

分かりました。もし文書があれば何かの機会に見せてもらえますか。その協定による砂防ダムが満砂になるまでは権利があるということは大事なことで、この砂防ダムというのは現在29年間、30年間経って30%の堆砂なのです。他の砂防ダムは1日や2日で満砂になることもあります。砂防ダムというのは、非常に不確実の高いダムなのですよね。それを水源として利用するということは非常に問題が大きいです。本当にもし1年や2年で堆砂して水が取れなくなったら、三郷村さんはその時の水源をどうするのかということも考えなくてははいけません。そういう不確実なものを利用しているということで今ある黒沢砂防ダムは利水を目的として造られたものだったと私は考えています。そういった意味で今ある砂防ダムはこれでいいのかどうか。29年間かかって30%しか砂の溜まらないダムを埋めてしまって、そこに今度は砂防ダムという目的ではないダムを造ることが良いことなのかどうかということ。そのシステムについては今は話ませんが、また次回話してください。あとは先ほどの県の見解について、まだお答えいただけていないのでお答えいただきたいです。

高橋部会長

お願いします。

幹事（豊科建設事務所 長尾所長）

先ほどお話ししましたように水利権の許可につきましては、現在の河川法上では大変問題があったということをご理解していただければと思います。

高橋部会長

はい、どうぞ。

植松特別委員

問題があることについては先ほどから何度も聞いています。それに対して県はどのように思っているのですか。これまで見逃してきた、黙認してきたその違反に対してどうもしないのですか。本当に知らなかったのですか。知らなかったのなら仕方のないことですが、すけれどもね。

高橋部会長

そういう問題があるだけに解決方法としてダムを計画したという答弁なのですが、それではいけないでしょうか。既存の利権者に対して調整というのは非常に長くかかるからダムを造ってそれを解決しようとしたということです。

植松特別委員

ずっと昭和 31 年からそういうことが行なわれていて、今回そういったダムを造るということですよ。今のダムができたのが昭和 47 年ですからそれから 30 年間、もっと言えばこのダム計画ができたのは 20 年前です。20 年間もかかって問題を解決するというのが、それでいいのかわかどうかわか。それでこのダムができなくなったら、それはどうするのですか。これはやはり看過してはいけません。県がこういった法律違反を 20 年間くらい黙認したのかどうかわかりませんが、それを問題があるからダムを造るというのは理由にならないのではないかと思います。問題があるのだったらその問題を解決するという、法的な整備を解決するというのが先なのです。それが物を造ったらこの法律をクリアするという考え方は違うと思います。

高橋部会長

その他ありますか。はい、どうぞ。

田宮特別委員

全く同感の意見です。もしこのダムを造らないでそういう利水ということが可能であるという方法が出た時に、その問題はどういうふうに県は解決していこうとしているのですか。そのまま放っておくのですか。やはり大分問題が起きてくるのではないですか。その辺はどこが問題で、どういうふうに解決していくのかということです。一つの方法としてダムということもあるわけですが、それも含めまして考えていかななくてはならないのではないのでしょうか。

高橋部会長
清水委員どうぞ。

清水特別委員

先ほど所長が申し上げたとおり進めていっているのではないかと私は思います。ダムを造る、造らないは今後の問題として話し合っていたら、部会長とさえ先を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

高橋部会長

はい、丸山委員どうぞ。

丸山特別委員

ダム問題については私の知る限りでは 20 年前からあったと思います。何とか水利権を取れる方法としてダムがあるということでダムをお願いしてきたわけです。その中でいろいろお答えいただいたのは、何とか安定的な水を確保しましょうということで、ダム計画を進めてきたということです。変な話ですが脱ダム宣言がなければ今ごろは着工していると思います。そういう形の中で今までは進んできたというふうにご理解いただきたいです。ただ、今はダム以外のことについてもいろいろ考えなくてはいけないと思います。ですが、私どもとしては住民の悲願として、何とか水を確保できるような方法の一つとしてダムを考えていると、ご理解いただければと思います。

宮下特別委員

関連なのですが、先ほど所長さんが、ダム建設を契機にとおっしゃったような気がしますが、河川課長はダム建設を前提にというようなことをおっしゃいました。その点で私は所長さんの方ということで理解していますがダメでしょうか。

幹事（河川課 大口課長）

今の話でいろいろ問題があるということなのでダム建設を契機にやれば水利権の方も早く整理できるだろうという意味で言ったわけです。先ほど所長も言ったとおり、どちらにしても整理はしなくてはいけないことは確かです。そういう意味でダム建設を契機にやった方が水利権も早く確保できるということです。いずれにしても整理しなくてはいけないことは確かです。

宮下特別委員

分かりました。ダム建設が無くても水利権については整理していただけると、そういうことですね。

幹事（豊科建設事務所）

そのとおりでございます。

高橋部会長

そういうことでよろしいですか。ですから水利権の整理について今は2つ出ていると思います。大きく分ければ過去の問題とこれからの問題ということだと思います。過去の認可の経緯についてはどんな問題があったかというのは分かりませんが、まず整理してみるということです。過去の水利権の問題について整理をしてみるというのが一つだと思います。それからダム以外で利水のことについて考えるとき、水利権はどんな方法で整理していけるだろうかということです。この2点だと考えられますがどうでしょうか。利水問題について今後の水利権はダム以外で考えられるものは何があるのか、どうすれば水利権が確保できるのかということになるのでしょうか。過去の問題については2つ位になると思いますが、協定書が法的に認知されるものであるかどうかという点と、県が今までそれを黙認という言葉がいか分かりませんが、黙認した経緯の2点でしょうか。こういったことで整理をしていただきたいと思います。それから、くどいようですが、ダム無しで利水の問題を考えた場合に、水利権の整理というのはどのような方法で整理できるのでしょうかということですね。そんなことで利水の水利権については整理をいたしまして、それぞれ事務局の方で一旦整理をいたします。

田宮特別委員

今まで協定の問題が2点ほど出ておりますよね。これが文書として残っているということなので、資料として提出をお願いしたいと思います。

高橋部会長

それは先程も植松委員の方から出てますので、三郷村、砂防課だと思いますがこれは今日の午後には間に合いませんか。次回ではなくて、今日出していただければありがたいのですが、間に合うようですので、午後の会議に提出をお願いします。

丸山特別委員

部会長さん、三郷村の水について県が黙認してきたというのは、ちょっと問題だと思います。水利権を県が黙認してきたというのはちょっといかなものかだと思います。というのは20年前から何とかしなくてはいけないということで解決方法をいろいろ検討してきた中で、平成4年に生活貯水池のダム採択があったということです。ですからそれに向けてずっとやってきたわけですし、さらに今まで解決するべく取り組んできたということですから、黙認してきたというのはちょっといかなものかだと思います。

高橋部会長

言葉はちょっと悪かったかもしれませんが、問題を解決して次のステップへ進もうという姿勢がございまして、それが良いとか悪いとかいうことではございませんが、そういった経過も踏まえながら次のステップへ進んだらいかがでしょうかということです。そういう意見も出ておりますのでよろしくをお願いします。

時間はちょっと早いですけれども午前中の会議をこれで終了しまして、今日は長丁場でございますのでゆっくり休んでいただいて、午後は1時から始めたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは午前中の会議を終了いたします。

< 休 憩 11:45~13:00 >

事務局（治水・利水検討室）

お昼に追加の資料を配布してございます。資料-21が昭和47年10月16日付けの南小倉土地改良区、雑用水組合長、三郷村長の協定書であります。それから資料-22砂防工作物の使用に関する協定書ということです。それに変更の協定書がついております。それとあとペーパー1枚をお配りしています。それでは午後の再開をお願いいたします。

高橋部会長

それでは午前中に引き続きまして午後の会議を再開いたします。午前中にお話しがありました水利権に関して整理ということで、皆さまにお話しして了解を得ております。まず協定書の問題については配布してございますので、参考にしていただきたいと思います。なお、それについて質問がありましたら、三郷村が砂防課に質問していただければと思います。整理の仕方としまして法的にどうか、県の対応はどうかということですが、水利権についてということで資料-23にあります。県の見解といたしましては、三郷村の上水道の取水の現状は河川法上問題はあったが、上水道用水という生活に直結した用途で、地域の関係者が互いに理解し、やむを得ず、昭和47年10月16日に協定を結んだものと思われま。その後、県はダム計画を契機とした水利権の見直し、整理により、この問題を解決しようとしてきたという経過でございますので、ご理解をお願いいたします。次にダム無しで水利権の整理ということで私の方で申し上げました。これについては前回整理いたしました水源対策案、特に農業用水からの転換という項目もございまして、部会として良い方法を審議していくということになると思います。なおダム無し案の水利権の確保の問題でございますけれど、これは常識的に申しまして、既得の水利権者との合意、河川維持流量の確保、必要容量の確保というものが満たされれば、水利権というのは許可になるだろうと私は考えています。そういう観点の中での新規水源地の確保ということで、皆さんから良い知恵を絞っていただくということにしたいと思いますがよろしいですか。ではそういうことで進めてまいります。なお、この協定書に何かありましたら、関係者に質問していただければと思いますが、何かありますか。私はまだこれに目を通しておりませんが、さっきの砂防ダムの問題がこの5条にありますように、この協定は満砂等により取水が不可能になったときには、自動的に効力を失うものとし、甲はその責を負わないものとするというようなことが載っております。その上の3項にも治水砂防上支障を生じた場合、甲は砂防法第4条第1項の規定により適正な処理を乙に命じることができるというようなことで確約しているようでございます。そんなところでよろしいでしょうか。では次へ進めさせていただきます。今朝ほど申しましたように、次は第2点目の各水源対策について審議を進めていきたいと思っております。三郷村の水道水源井戸の状況と現在の水道事業について三郷村より説明を求めます。なおこの資料説明の中で、水道用水と

農業用水の水量、流れ、ポンプアップの状況等の説明も併せてお願いします。三郷村さんお願いします。これは中村委員からの資料請求があったもので、資料 - 9 でございます。

三郷村

水道事業よりご説明させていただきます。資料 - 9 ということで3枚ございますのでよろしくお願いたします。まず三郷村の井戸の状況ということでございますが、水道の井戸3本と、平成12年に農地の不法投棄がございましてその時に8か所水質検査をしております。その時の場所と深さ、用途を表示してございます。7か所しか丸がないかと思いますが、3と4の間に2つ同じ場所にありまして丸が1個になっておりますが8か所ということですのでご理解をお願いします。次でございますが、三郷村の原水及び井戸水の水質検査結果ということでございますが、2つに分けて説明したいと思いますが、原水の方は黒沢原水は浄水場の着水、井戸の方は井戸の地点で採取したものを年間1回原水調査をしております。一番右に水質基準ということで書いてありますが、これは水道法に載っております、水道の水につきましての水質基準でございます。従って原水のところで一般細菌、大腸菌等が陽性と出ておりますけれども、これには該当しないということをご理解いただきたいです。それとその下に書いてございます1から8は地下水の水質汚濁に関わる環境基準として書いてありまして、今書いてある水質基準とは異なるものが2つ程ございますので、その点もご了承いただきたいと思ひます。まず原水の方でございますが、先程の水道法に基づきまして46項目の基準値がございまして。その中で、1と2が病原生物、3と4が無機物の重金属ということで調べてございます。後、21から25が抜けていますが原水には消毒副生物というところがそこに該当しておりますので、その項目は省略ということをお願いいたします。全体的に見ていただきまして基準値以内ということで、問題無いという結果が出ております。3枚目でございますが、水質検査の項目についてということで、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素と有機物等で過マンガン酸カリウムの消費量と2つ出ております。それらのものにつきましては、自然界にございまして、動物の死骸や排泄物から出る部分と、生活排水やし尿の汚染があったり、窒素肥料などの影響が考えられる場合には増えるものもございまして、特にその2つを抜粋してグラフにしたということですので、ご覧になっていただきたいです。以上です。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。それでは質問がございましたらお願いします。

青木特別委員

取水量が不明ということですが、それは分からないのでしょうか。それと、三郷村で井戸を使っているのはこれだけでしょうか。他にまだあるでしょうか。

高橋部会長

三郷村さんお願いします。

三郷村

井戸については、三郷村の場合は申請によってという形ではございませんので、水道として知り得ているのはこれだけでございます。それから取水でございしますが、その時のデータをいただいでこちらで作ったということで、取水量のデータはございませんでしたので、こういう記載になっています。

高橋部会長

よろしいですか。その他ございますか。

中村特別委員

今、陽性というのはあまり関係ないとおっしゃいましたが、細かいことですが大腸菌郡ですね。郡という字はこういう字なのですか。右は羊ではないかと思いますが、こういう字を書くということになっているのですか。それと後ろの方においしい水というのがありますが、水源別性質の比較表を見ますと、井戸水と黒沢浄水場からの水とは性質が反対になっています。そういう点でどちらがおいしいとか、どちらの方が資質が良いとかお分かりでしょうか。

高橋部会長

三郷村さんお願いします。

三郷村

申し訳ありません。大腸菌郡の郡という字が間違っておりますので群れという字にご訂正ください。それから原水の方が陽性ということで大腸菌が出たわけなのですが、出た場合には飲み水などとして利用するときに、塩素処理等しまして滅菌すれば使って良いということであります。先程お話しした右側の水質基準は、あくまで飲み水の関係の水質基準になっておりますので原水的には問題はないというお答えをさせていただきました。先程のお話しに戻りますが、過マンガン酸カリウムというのは、動物とか植物などの死骸や排泄物という形になりますので森林等が上流部でございますとそれが分解されて有機物の量を示すということです。自然界には存在して水に入ってくるということで、黒沢の原水の方が多いのではないかと思います。井戸の方でございしますが、私どもが心配していますのは、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素と塩素イオンということで関わるわけですが、これには人間が影響しまして生活の雑排水やし尿の汚染、田畑の窒素肥料などの影響が出ます。これがヘモグロビン血しょうという形で影響するとされておりまして、その値についてグラフにしてみたということです。どちらが良いということは言えませんが、おいしい水の中で見せていただきましたところ、どちらも範囲内に入っているということでおいしいのではないかと想定します。以上です。

高橋部会長

よろしいですか。はい、どうぞ。

植松特別委員

井戸状況の地図ですけれども、1から8が民間又は企業で、下の3つが村の水源ということで
すよね。こう理解していますが、村の方で取水量が1,000m³とありますがこれは1日というこ
とですか。

高橋部会長

三郷村さんお願いします。

三郷村

1から8につきましては民間並びに公民館関係の施設ということです。それから各水源、下の
3つですが日量ということであります。

高橋部会長

いいですか。

植松特別委員

1から8は民間又は公民館ということですが、この民間、公民館が井戸を利用するときに、許
認可とかはどういうふうになっているのでしょうか。それから1から8で用途に洗車とかいろいろ
ありますが、どれが民間でどれが工場とか分かれば教えていただきたいです。

高橋部会長

三郷村さんお願いします。すぐ出ませんか。

三郷村

地下水をくみ取るときの条例というのが三郷村にはありませんので、申請しなくては行けない
ということではありません。ですからどこにあるかというのは、把握はしていないということ
です。

高橋部会長

従って、その量も使用目的も把握していないということでもよろしいですか。そういう答弁でい
いでしょうか。はいどうぞ。

植松特別委員

聞いているのはそういうことではなくて、1から8は民間、工場ですよね。誰が許認可してい
るのですか。誰でも取れるのですか、それともどこかに届け出をするのですか。後、工場なり民
間は誰がやっているのか、量というのも非常に大きな問題ですよね。地下水をこれから水源とし
て求めると考える場合に、取れる可能性はあるのかということです。工場が今どれ位の量を取っ
ているのか。もし分からなければ、次回に資料請求として提出をお願いします。

高橋部会長

三郷村さんお願いします。

三郷村

今のご質問ですが、これは私ども三郷村の水道事業部でお答えする権限はございませんので、それに代わる機関の方でお答えいただきたいと思います。

高橋部会長

他の機関ですか。他の機関とはどこだろう。三郷村さんとしては、今は掘削の条例がないから把握はできませんよということによろしいでしょうか。

三郷村

地下水の井戸を掘る、掘らないという規制が私ども三郷村自体にはございませんし、違う法の中でも規制はされていないということです。ですから水道事業に関わる井戸につきましては、私どもがやりますけれども、それ以外のものについては、どこが所管するのかわかりませんので、お答えするわけにはいかないということです。

高橋部会長

そういうことだそうです。

植松特別委員

どこが所管するのか、県の方でも誰でもいいですがお答えいただきたいです。地下水を勝手に掘って、工場がそれを営利目的で使って良いものなのかということもありますので、はっきりさせていただきたいです。もし今日出なければ次回の資料でもいいですけれど。

事務局（治水・利水検討室）

保健所の方からは答えられますか。

幹事（松本保健所）

保健所の方にも、井戸を掘削するときの届け出とかはないです。

田宮特別委員

そういう管理が非常に杜撰だなと思います。そういう状態を掴んだ上で井戸があるとか、水源があるとかの総合的判断をしていかななくてはいけないのではないかと思います。三郷村には少ないとは思いますが、いくつかの工場や医療機関があると思います。それはどこの井戸を使っているのか、どこの管理管轄に入っているのかということが、管理外というような扱いになっていると思います。ちょっとその辺も不自然という感じがするのですが。そこはじゃあどこが管理しているのですか。以前、三郷村に食肉センターの誘致計画があったのですが、そこで使用する水に

については井戸を利用するというような住民説明を受けた経緯があります。これは村の方からの説明です。そういうことも含めて、管理されていないということになるわけですか。ちょっと理解しにくいです。

高橋部会長

どういうことにしましょうか。丸山委員は特別委員で、村長という立場ではございませんが、何かコメントがあればお願いします。

丸山特別委員

私もよくは分かりませんが、三郷村の井戸として使っているものは、所定の手続というのか、村の中で合意を得てやっているということです。各会社ですとか他にも掘っている所はあるかと思えます。だけれども、その辺については、村では把握していません。今まで私どもが知っている中ではご存知のとおり、三郷村は100mから150m位まで深く掘らないと水は出ないわけです。工場なんか、今の新しい技術を使って掘れば取れるのですが、今までの私どもの常識では、あまり地下水を使うということは無かったですし、その辺についての把握はしていないということです。水質基準等につきましては、保健所の指導をいただいているのではないかなと思います。

宮下特別委員

関連の質問ですが、三郷村で現在使用しているものについては、三郷村独自の判断で掘ったということで、どこの許可も得なくてやったものなののでしょうか。

丸山特別委員

井戸の4本については、三郷村でやっておりますので把握していますけれども、その他については、私どもは管轄外ということで把握はしていません。

宮下特別委員

ではどこの許可も取る必要はなかったのかどうか、村独自の判断で掘ってしまったということですね。

丸山特別委員

それは私に聞かれても分かりません。

高橋部会長

宮下委員さん、村に条例が無かったということですから、おそらく村は水道事業部の認可を取ってやっていると思います。その他は、自分の用地に自分で掘ったというような実態でしょうか。まあ、大きな問題だとは思いますが、今ここでそれをどうしろということは言いませんので、対策の中で、今後の問題としてこれらの扱いをどうするかということだと思います。いずれにしま

しても、今使っている量を把握しないと、これから対策の方へ行ってこれだけ除外できるかというような話も出てくると思います。その辺は、三郷村に私の方からお聞きしたいのですが、現実の問題としてこの8か所、公民館もあるようですが、この8か所の取水量というようなものは、把握できるでしょうか。明確にしていなければありがたいと思います。

三郷村

お答えをしたいと思います。部会長さんが言われたとおり、私どもの井戸につきましては分かります。他のものについても聞き取り調査等をすればある程度の量は分かるのではないかと思います。先ほどのお話しにもありましたようにここに記載してある以外にもまだ井戸があります。全般的に全部の集約をどこの所でまとめてくれるのかということについては問題が残りますが、ここに記載してあるものについてはある程度は可能だと思います。

高橋部会長

それについて何かご意見ございませんか。

幹事（河川課）

長野県河川課の会津でございます。今の民間の土地の井戸の関係ですが、民間の土地の所有権は地上及び地下に及ぶと民法で規定されておりますので、自分の土地の下の水についても当然その個人の権利が及ぶわけです。特に地盤沈下が起こっていて村全体で何らかの規制をしなくてはいけないという条例でもあれば別ですけども、今のそういう条例がない状況では、自分の土地の所に井戸を掘っても何の問題もないですし、それを報告する義務もないわけです。ここで仮に三郷村で水が足りないのを全体的に規制しましょうという話になれば、工場によって何トクみ上げているというような規制をかけることは可能かもしれません。そういう状況がなければ当然民法上の権利として行使しているだけです。特に問題にすべきことではなからうかと思います。もう一つ一級河川のすぐそばで井戸を掘ったと、それで明らかに一級河川の水量が減ってしまったという場合には、河川法の規制がかかることがあります。ですけどこういう扇状地の中では一級河川に明らかに影響があるということも把握できませんので、民法の規定が適用になると思います。以上です。

高橋部会長

その他ありますか。はい、どうぞ。

青木特別委員

繰り返しになりますけれども、三郷村でどの位井戸の水を取っているかということがわからなければ、地下水の論議ができないと思います。村の人は分かると思いますけれどもこの他にはつきり地下水を取っているところもありますので、できる限り調べていただきたいと思います。

高橋部会長

先程の三郷村さんの答弁の中で、可能な限り聞き取り調査はできるというようなニュアンスでしたが、そういうことでよろしいでしょうか。民法上の問題も出ておりますので、強制というのはいかがなものかと思いますが、聞き取り調査によるオーダーとしての量というのは、把握できるでしょうか。

三郷村

できる範囲の中でそういう資料が必要だということであれば、やってみたいと思います。

高橋部会長

そういうことでいかがでしょうか。はい、どうぞ。

植松特別委員

それは了解です。他市町村、豊科町、穂高町でもいいのですけれども、工場用水を地下水でくみ上げていますよね。そういった場合、民間の工場が何の許認可もなく、自分の土地だから民法上問題がないからといって、無制限にやっけていいのですか。ちょっとその辺のことを事務局なりでもしできることなら調べていただきたいです。こんなお願いをすればいけないとは思いますが、自分の土地だからといって全て無制限に地下水をとりあげていいのかどうかということ、何かあると思います。さっき民法上は問題ないと聞いたのですがちょっとその辺をもう一回調べていただけますか。

水谷特別委員

大変遅れてきて誠に申し訳ありません。今、豊科町というご発言がありましたので私の方から豊科町の地下水に対する取り組みについてちょっとお話しいたします。2つございまして、1つは今現在地下水を上げておりまして、私ども住民の飲料水であるということです。もう1つは企業の発展のために、工業用水にも上水道を通して使っていただいています。何故かといいますと、ここに私が来てすぐにお話があったわけですが、法的なことではなくて、やはり地下水はみんなのものであり、無限のものではなく、あくまでも有限のものでありますので、地下水の慣用と保全ということを最優先に考えまして、今どう使っていくかをするべきだということをやっています。私どもの企業たくさんありまして、全ての企業が水を使っております。これは水道水でございます。自分では掘ってはいけません、要するに井戸を求めてはいけませんと町が決めております。ですから豊科町に来た企業の皆さんには、そういう決めがございますので、お願いしています。例えば大量に水を使うエプソンさんにしましても、水道から使っていただいているということです。これは何故かといいますと、個人が勝手に地下水をくみ上げるシステムにしてしまいますと、無限のものならいいですが、有限である以上、豊科町の飲料水としての水と工業用水としてのどの位現在使っているかということ、常に把握していく必要があるということです。ですから、そのような決めをしているということです。それからもう1点、こういう決めをしたということについてですが、実は下流にわさび畑がございます。このわさび畑は、私どもの祖先が栄々として築いてきたこの地域の特産品です。これは日本列島の中でも、平地わさびとしてはここにしかないわ

けです。山に行けば、わさびはいくらでもありますけれども、安曇野のわさびのような状態で栽培をしているところはございません。ですので、このわさび畑も永久に限りなく栽培をすることで、拡大というわけにはいきませんが、今ある面積を少なくとも維持し、次の世代へ引き継ぎましょうよということとしています。それにはやはり地下水が命になります。その辺の説明ができるように規律ある水の使い方をしています。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。はい、次どうぞ。

田宮特別委員

今のお話を聞いて、ごく当たり前のことで、しかも非常に重要なことをきちっとやっておられるなあと感じます。それに比べて、やはり三郷村の方の地下水管理はいかがなものかなと思います。そして私の資料請求に対して、地下水の取水量によってはわさび田に影響するというこの資料をいただいているわけです。三郷村でそれをすると、わさび田に影響するという説明なのです。じゃあその根拠というのが崩れるのではないですか。ダムに代わって2,000 /日を井戸、地下水に求めていくと、わさび田に影響するという資料をもらっているのですが、この根拠は崩れると思います。ですから、この資料につきましては非常に疑問を言っておきます。

丸山特別委員

今豊科町の町長から地下水についての説明がありましたが、三郷村と豊科町では前々から地下水の状況が若干違うということは聞いております。豊科町は、どのくらい掘れば地下水が出てくるか知りませんが、少なくともわさび田は、自然に湧水しています。それに対して三郷村は、100数十メートル掘らないと出てこないということで、今まで井戸という認識が甘かったということは確かにありますけれども、井戸に頼らず川の表流水を考えたというのは今までの歴史の中でそういう形にしていたということです。井戸を掘ればよかったということもありますが、当時その100m、150mの井戸を掘るといことは大変なことです。維持費用というのにかかるということで三郷村の取り組みはそういうふうになってしまったということです。ただ、地下水は共通の地下資源ということで、これからそのことに目を向けていかなくはいけないことは分かりますが、今までの三郷村の取り組みがいかなものかということに対しては、必然的な今までの経過から判断すると、豊科町と三郷村はその辺の違いがあると私は判断します。

高橋部会長

その他ご意見どうぞ。

宮下特別委員

私が請求したダムで水を堰き止めた場合による地下水への水の影響ということですが、この調査結果では、ダム直下とかダム周辺での地下水への影響は微少であるという結論になっています。ということは、ダムに貯水した水が全て黒沢川に流れた場合には、伏流水となって下流

部の堀金村とか穂高、豊科方面へ地下水として行っているということになるわけです。ダム直下とかダム周辺での地下水が微少であるということは、完全にダムによって堰止めてしまっているということになるわけです。ダムがなければ当然下流への地下水があるということで、堀金なり豊科、穂高の地下水への影響は大きなものになっていると思います。その辺も併せてご検討いただきたいです。私はその堀金なり穂高、豊科の方面にかけてどの程度の影響があるかということ、資料請求したつもりだったのですが、ダム直下くらいしか出ていませんので併せてその辺もご説明していただきたいと思います。

高橋部会長

いわゆる影響ですか。そういう調査は三郷村では実施しておりませんよね。その地下水への影響というのは後ほど別にやろうかと思っています。今の問題はポンプアップしている実態を、村以外のものについては把握していないということに問題があるわけです。民法上の問題は県の方から話がありましたけれども、これは各町村で条例なり制定して規制をするという方法をとっていると思います。私も安曇村ですが規制をかけております。従って、あんな山奥でも水道水のポンプアップというのは許可制で恐らく認可されないようになっていると思います。その辺に問題が絞られてくるのかなと思っておりますけれども、今日のところは民間のくみ上げ量の把握がオーダー的につかめるかどうかということですが、一応それを次回までに出していただきたいです。規制をかける問題とかそういうことは村の固有の問題ですので、私どもとしては、意見として申し上げるくらいかなと思っております。一応現時点では、オーダー的にしてみたいということですが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

青木特別委員

三郷村の中のこと、できる限り掴んでもらいたいですけれども、安曇全体で地下水がどれ位使われているかということも知りたいと思います。わさび田への影響ということで地下水がどの位使われているかという数が分からない状態で影響があるというこの調査について、どういうことを根拠にこういうことが出てきたのかということも知りたいと思います。

高橋部会長

はい、どうぞ。

田宮特別委員

安曇野全体の地下水の貯蔵量が約 70 万 ということで、これは資料を別に持っていますけれども、だいたい諏訪湖の 100 個分とも書かれています。その地下水の状態、流動形態であるとかその辺がどうなっているのかという問題、水脈がどうかいわれる場合もあります。それからいただいたわさび田に影響するという資料以外に、2000 年の時に調査した資料を見せていただいたことがあるのですが、これとは地下水系のあり方がちょっと違うのですよね。地下水のメカニズムをしっかりと把握するというのも、この部会にとってはやはり大事ではないかと思います。そういう意味でお願いしたいのは、サクセンさんは非常に豊富な経験と資料を持っておりますので、

是非ここでサクセンさんの意見をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

高橋部会長

そのサクセンさんの資料というのは、田宮さん個人のものでしょうか。

田宮特別委員

私個人としてはサクセンさんの資料は持ってはいないです。私が拝見させてもらった資料の中に、烏川水系を中心に地下がどうなっているのか、地下水がどこから涵養されているのか、そして松本盆地全体の地下水というのはどうなっているのかということが調査されているわけです。かなり大掛かりな調査のようでして、それが2000年のものです。その時にサクセンさんもその調査に協力されているようなことが書かれていたように思います。やはり地下水のメカニズム、全体がどうなっているかということ抜きに話しを前に進めるのはどうかと思います。先程の地下水全体が三郷村で把握されていないという状況も踏まえて地下水の論議をここで進めるというのは無理があると思います。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。後ほど豊科町からの調査の結果も報告があるかと思しますので、それらを総合的に地下水の問題については検討していきたいなと思っています。とりあえず状況については、求められたものについての説明を全てお聞きして地下水の問題を審議したいと思いますので、次に進めさせていただきます。久保田委員より請求がありました、三郷村近隣町村の業務・営業用水量の実績について説明を求めます。

三郷村

近隣町村の業務用あるいは工場用の水量ということでございましたので、一応12年までの実績値ということで各町村の方へお聞きをしてグラフにさせていただきます。まず最初に豊科町を例に見ていただきたいと思います、上のものが業務・営業用ということです。平成12年には日量2,476^m³を使っているということです。それから、工場用として2,356^m³を使っているということです。以下各町村のものが載っているということです。その中で三郷村の実績については、平成12年度の場合の業務・営業用が815^m³、それから工場用が211^m³というものは実績値ですから、まあまあな所ではないかという形で、私どもは承知をしております。以上であります。

高橋部会長

はい、ありがとうございます。何かこれに対して質問ございますか。はい、どうぞ。

久保田特別委員

資料をありがとうございました。予想どおりの数値でございまして、三郷村だけが下がっているということです。村の総合計画や振興計画に何も無いという形ですので、前回出してもらったコンサルタント会社の予想もそんなに増えていないということだと思います。三郷村の住人とし

て本当に情けないですけど、もう少し工場誘致だとか業務用が近隣町村並にということは考えられないでしょうか。それによりまして、どれだけ水が必要かということが変わると思うのですよね。今の値というのは少なすぎるのではないかと私は心配するわけです。

丸山特別委員

私の立場でお答えするのまいかなものかと思えますけれども、三郷村の総合計画の中には工場誘致もありますけれども、たまたま景気の良いときに大分誘致はしましたけれども、土地の確保ができないということで流れた経過もあります。最近は土地の方も何とかかなりそうだということもあって取り組んだ経緯がありますが、今度は企業の方の進出がはっきりしないということがあります。ただ、三郷村としても工場の導入計画についてはありますけれども、水道水のなかの課題に取り入れるということまではまだいいていません。それともう一つ水道水源についてはいろいろお願いしてきて4,800 /日にプラスアルファということでやってきているわけです。その辺のめどが立たないと、かなり厳しいところがあるわけです。ですから、結果的には現在のよな状況だとしてご理解いただきたいと思えます。

高橋部会長

久保田委員の方の妥当性の確認はいいですけど、工場誘致の関係はこの部会は関係ございませんので、それはまた行政懇談会ででも提案をお願いしたいと思います。それでは次に宮下委員より請求のありました三郷村の土地利用構想について、三郷村より説明をお願いします。

三郷村

今村長の方からも若干三郷村の土地利用構想について申し上げたわけですが、第4次の総合計画、13年度を初年度とするものが今動いています。そんな中では、年々都市化してきている状況のなかで各ゾーンを決めながら土地利用を進めていったらどうかということで考えております。工場だとかいうものも企業に誘致していきたい。それから、農林業関係も価格が低迷していることから、落ち込みが激しいという状況の中でそこら辺の取組はどうしてもしていかなくてはならないということです。現実的には各町村の取組はいろいろあるかと思えますが、三郷村の場合は若干遅れているのではないかとことはあると思えます。そして、最初の1枚は総合計画の土地利用構想についてゾーンの的に整備をしていく考え方を示してございます。続いて2枚目ですが、利用区分別の村土利用の基本方向という形のものでございます。これにつきましては総合計画と同じ時期に、国土利用計画法に基づいて三郷村の土地がどんな形で動いていくかという、平成22年までの10年間の目標ということでございますが、この最後のところを見ていただきたいと思えます。左に利用区分ということで農用地から宅地までずっとありますが、その中のところに増減というのがございます。そのなかに2列ありますが、平成11年から平成22年の間に農用地が75haくらい減ってくるのではないかとことであると思えます。それから森林も7haほど減ってくるのではないかと、その代わりその下の水面・河川・水路というのが8haほど増えてくるのではないかとことであると思えます。それから道路も15haほど道路用地として利用されるのではないかとことであると思えます。それから主な宅地につきましては住宅地、工業用地、その他の宅地とありますが52haほどが

転用されるのではないかということです。それからその他が7haということで、合わせて82haほどが農地あるいは森林以外のものになってくるのではないかと考えています。当然そうなりますと、樹園地というも農用地の減少により減ってくると想定されています。ますます都市化が進んで工場等の土地利用が進んで来れば、水の用途は増えることはあっても減ることはないということで想定しています。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。何か質問ございますか。

務台特別委員

ちょっとだぶるかと思いますが農用地についてです。農用地について三郷村は今1,800人にもなるというような人口増や、工場誘致等もあるということで考えられるわけですが、この農用地の流動化推進は、村自体が農用地の地目変更をするということに積極的に取り組むという解釈でよろしいわけですか。

高橋部会長

三郷村どうぞ。

三郷村

一水道課の職員がお答えるにはちょっと難しい問題ですが、村としては一時期、人口を増やすというようなことの中で、村の開発公社が行った団地造成等もあります。そんな経過もありますけれども、最近はどうしても人口が増えるということで、それによる弊害等もある中で、村としては、なるべく人口を抑制していきたいという考えもあります。現行の農地法なり都市計画法なりの規制の中だけでは、なかなか規制がされていないということです。それだけ三郷村は地の利がいいという状況であると思います。

務台特別委員

今はそのような状況であると私も三郷村に住んでいて思います。ありがとうございました。

高橋部会長

はい、宮下委員どうぞ。

宮下特別委員

資料提供ありがとうございました。その中で流動化の推進という言葉がありました。私も関連した質問だったのでそういうようなお話しでしたらまた別の対策の中でも考えていきたいと思えます。今は三郷村の利用状況を出していただいたのですが、大変申し訳ないですが追加の資料請求といたしまして他町村でのこのような状況のものを出していただきたいです。資料要求の内容をちょっと作ってきましたのでこれを次回までに埋めていただきたいなあと思いますので

よろしくお願ひします。利用区分ごとの規模の目標ということで他町村の状況を知ることによつて水の利用の融通、どのような形で融通というのがつくのかということです。今、水の利用は増えても減る要素はないということでしたが、確かに住宅地が増えれば人口に対しての利用水は増えますがその分の農業用水は減るわけです。その辺のやりくりで農業用水の減少量も必要になってくるとお願ひしますのでできれば他町村の資料もお願ひしたいとお願ひします。

高橋部会長

事務局いいですか。資料請求ということです。はい、どうぞ。

宮澤(敏)委員

私は初めて発言するわけですが、宮下さんの方から先程慣行水利権についての質問もありました。慣行水利権をどう扱うかはこの部会で大いに審議していただいて結構です。私は検討委員会という立場ですからどういうお話が出るかということは非常に注目をもって聞いております。聞く立場ですが、あくまでも総合治水・利水という観点でありまして、他の部会でもそうですが、農業用水の方が減るということでお話されています。平成15年に食糧庁は減反政策をやめるといふふうに言っているわけです。そういうことになりますと全ての水田にまた田んぼが復活するということもあるわけですし、それはもう耕作者の意思ということになってきます。それから先程の田宮さんのお話も聞いておりました。調べてくださいというのは大変いいのですが、膨大な費用がかかります。それがあから否定をするわけではございませんが、どうか総合治水・利水という観点で一つ一つの問題を問題にするのではなくて、今この部会に与えられた課題、要するに一番大事なことは井戸で対応できるのかということです。そういうことでご発言があるのなら、その問題点のところということです。水量の予測の段階で良いのなら、できたらそういうことでお話を進めていただきたいと思います。これをもし調べるとなれば大変なことで、今までどうしてやってこなかったかと言いますと、お金がかかるからであります。この検討委員会の費用というのも限られております。そんなことで、部会で審議されるのは大いに結構でございますが、その都度その都度は、部会長を中心に審議していただいて、その必要性があれば決定していただきたいと思います。そんなことでお願ひしたいと私はお願ひします。今のそういう仮定も皆さん方でもって断定的に農業用水は減ってくると言われても、事務局の方も困ってしまいます。3年後に全部の水田が作られるということになれば、農業用水は減らないでもっと必要になってくるのではないかとということになります。こういうことを出していいものかどうか、事務局の方では断定的な部分で言えないこともあるわけでございます。そこら辺のことも含めまして問題点をそれぞれ胸のなかで絞られると思いますが、そういうことは部会長にご一任していただいて部会長の方から皆さんにお諮りかりいただいて一つの資料としてご提出をいただいたほうが全ての議論がスムーズにいく状況ではないかなと思います。私も過去にいくつもこなす中で、そんなふうにお願ひするものから、皆さんの真剣な論議はすばらしいことだと思いますけれども、まだ状況が読めない部分もあるということもご理解いただきたいと思います。一つ一つのことと行政的なことを検討委員会の立場で言って本当に申し訳ないですが、そんなこともお含みいただきながら総合治水・利水について絞ったなかでまた再度、審議を進めていただければと思います。今は資

料の説明なりそういうような段階にあると思いますので、そうすると資料が資料を産んでまた次の資料ということになるのではと思いましたので発言をさせていただきました。なるべくなら私は聞き役に徹したいと思っておりますので、スムーズな審議をお願いするわけでありまして、決して否定するわけではなくて、一つ、二つの事例を挙げながら申しあげました。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。あの田宮さんいいですか。ご理解いただけただけでしょうか。

宮下特別委員

一応ご説明は理解しました。私も第1回の時に申し上げましたように総合的な観点でもって検討委員会をしたいということですので、対策のなかでいろいろ出てきた段階で申し上げるようにします。

田宮特別委員

私の名前も宮澤委員さんの方から出ましたので、ちょっと意見を述べさせていただきたいと思っております。今の意見は大変ごもっともだと思いますが、お言葉を返すようですけども、今の進め方は午後に入って特にですが、利水の立場から地下水の中へ論議が入っていると思います。その中で三郷村の方から村全体の地下水の状況の把握説明が求められ、それに対して議論しているという形をとっていますので、総合的に治水・利水を合わせて進めるということになりますと部会長さんの進め方とは違ってくると思います。論点ごとに進めていくと聞いています。そういうことで地下水の問題に議論を深めていくのなら資料が不足しているので、やはりその資料を出していただき全体を掴んだ上で深めていくということが必要ではないかと思ひまして、部会長さんの方をお願いをしました。それから膨大な資料が必要ということですが、そうなるとこの出された資料のみで判断していかざるを得ないわけです。それが個人的に色んな文献等を読みながらここで意見を述べるということになるわけです。出せない資料もあると思いますが、出していただける資料は請求していいのではないかなと思います。例えば地下水の全体像を掴むというのは非常に大事なことではないかと思ひます。ここに出されている資料だけではなくてですね。ここには等高線との関係でわさび田に影響するという資料があるわけですが、これだけで理解できるのかということがあるわけです。それで私が先程言った、諏訪湖の100個分であるとか70万の水溜めであるとかというのは水資源対策協議会の資料ですが、ここにちゃんとそういうことが書かれているわけです。その上で私は発言をさせていただいているわけで、そのことを踏まえた上で議論するということが必要ではないでしょうかと考えまして、サクセンさんの意見をぜひここで聞きするということも一つの参考ではないかなという提案をいたしました。

高橋部会長

私は豊科の地下水調査もやっておりますので、そういうものの報告を聞きながら考えていただきたいということです。地下水というのは調査といっても非常に膨大なお金もかかるだろうし、時間もかかるだろうけれども、全体像はどれくらい把握できるのか、今ある資料の中で把握でき

ればそれを参考にし、なおそういった文献のものがあれば個人でも結構ですので提出をしていただいて参考にしたらどうですかということです。調査できる地下水のメカニズムというのはどれくらいか私は素人ですから分かりませんが、おそらくそう簡単なものではないと思います。報告を聞きながら、できるだけそれを参考にできればという考えでやっております。いずれにしても請求された資料の説明はこれからまだ沢山ありますので続けさせていただきますがお願いします。それでは植松委員から請求のあった流域町村の水道水源の状況ということで、松本保健所からお願いします。

幹事（松本保健所長）

それでは資料12をご覧いただきたいと思います。流域町村の水道水源の状況ということで、報告をさせていただきます。平成12年度の1日平均取水実績ということでデータをお示ししてございます。これは長野県の水道という水道統計資料から計算したものでございます。流域ということで、2町3村につきましてデータをまとめてございます。まず豊科町でございますけれども、地下水によるものが100%です。14,197 m³です。それから単位がちょっとすみません、抜けておりまして括弧の所へ m³を入れていただきたいと思います。それから穂高町は地下水が13,007 m³、それからあと湧水、それから受水によるものが若干ございます。それから梓川村につきましては表流水が3,099 m³、それから伏流水が107 m³でございます。それから三郷村につきましては表流水が5,307 m³、地下水が627 m³ということでございます。それから堀金村につきましては地下水全て2,715 m³でございます。トータルしますと流域2町3村で表流水からは8,406 m³、それから伏流水が107 m³、地下水が30,546 m³、それからあと湧水・受水がお示した通りでございます。トータルでは平成12年度1日平均取水量で見ますと39,771 m³取水しているというデータでございます。以上でございます。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。何かご質問ありますか。なければ次に植松委員から請求がありました、流域町村の人口予測について幹事より説明をお願いします。

幹事（松本地方事務所 土地改良課）

地方事務所の土地改良課ですけれども、総務課の方で集めた資料13を見ていただければいいのですけれども、総務課の方で各市町村に聞き取りした結果がこのような資料の結果になっております。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。ご質問はございますか。なければ三郷村の水道事業に関して整理したいと思いますが、今までの説明等から新規水源について三郷村の計画通り全体で9,600 m³/日 を目標にしていくということによろしいでしょうか。また新たに必要な水源水量4,800 トンを含めて6,800 トンでよいのかどうかということでございますけれども、皆さんの方へ資料が行っていると思いますけれども数字が2つございます。ワーキングでの報告については

9,900 m³/日 でしたか。で、三郷村の計画は 9,600 m³/日 と。ワーキングの報告は、これは年度も違いますけれども 32 年と 22 年ですから、この辺について三郷村の考え方は、9,600 m³/日 ということで三郷村としてはよろしいかということですが、ここで部会として確認してよろしいでしょうか。

三郷村

三郷村としてはこの数値で結構だと思います。

高橋部会長

そうするとダム計画時点での計画でございますよね。よろしいですかそれでは。部会としてもこれを確認するということによろしいですか。

委員

異議無し

高橋部会長

はい、それでは確認をさせていただきます。

では引き続きまして第 2 点目の水源対策ということでございます。先程から少し入っておりますけれども、地下水に求める場合の課題と致しまして取りまとめていきたいと思っております。まず地下水に関連した資料請求について説明を求めます。水谷委員よりありました豊科・堀金・穂高地区の地下水調査について、豊科町よりご説明をお願いしたいと思います。

豊科町（地域政策課）

豊科町役場、地域政策課で南安曇郡水資源対策協議会を担当しております等々力といえます。お手元の資料 14 - 1 になりますが、こちらの説明をさせていただきます。まず南安曇郡水資源対策協議会でありますけれども、先程委員さんの方からもパンフレットが示された通り、地下水の保全・涵養といった事業を行っております。またこの協議会では堀金村の烏川地籍に設置してあります地下水位観測井で、水位といって地下水の地下の中の高さを計る観測でございますけれども、それを平成 3 年 3 月から毎日継続して行っております。

地下水の水位観測ということで、こちらに資料を示してございますが、一番最後に添付しております資料を見ていただきたいと思っております。この烏川の地下水位の観測の他にですね、穂高町と豊科町におきまして、それぞれ町独自の費用で 2 か所ずつ同様の観測を昭和 60 年から行っております。具体的な場所は、3 枚目の地図に示してあります通り、穂高町におきましては穂高北小学校、それから穂高南小学校。豊科町は南穂高地籍にあります県民豊科運動広場、それから豊科南中学校に設置してあります。これら 5 か所の観測データの集計解析を南安曇郡水資源対策協議会で行う訳ですが、10 年に 1 度の割合で行っております。前回は平成 6 年に実施致しまして、今回は平成 16 年に行う予定です。今回は平成 7 年からの 7 年間の観測結果を資料として用意致しました。先程見てもらった最後に付いているグラフの通りであります。5 か所のデータと穂高気象

観測所におけます降水量とを比較してグラフで表してあります。そちらのグラフと2枚目に調査結果ということで5番に示してありますが、こちらの結果考察について照らし合わせながら見ていただきたいと思います。こちらの報告は先程から話題になっております株式会社サクセンからの報告であります。説明が遅れましたけども、こちらの観測はサクセンにおいて委託契約を結んでやっております。この結果でいきますと、地下水位は降雨・降雪の影響を大きく受けて変動しております。地下水位の変動には地域差により多少の違いは認められますが、全体的には同様な変動傾向を示しております。年の変動はグラフでもお分かりの通り、3月～5月の上昇期、それから6月～8月の、へいこうという字が間違っておりますが豊水平衡期、9月～2月にかけての下降期の3つの期間に大きく分かれております。各観測所の水位変動は毎年同様な傾向を示しております。特に顕著な地下水位の低下等の変動は見られないという業者からの報告を受けております。また、平成6年に実施した10年に一度の集計解析の結果も、同様に変動は見られないといった報告を受けております。以上です。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。それでは引き続き地下水観測の関連の資料について説明をお願いしたいと思います。豊科建設事務所さんお願いします。

幹事（豊科建設事務所）

はい、豊科建設事務所の方で、地下水の問題でなるべく資料を収集しようと思ひまして、他の機関なのですが安曇野農業水利事業所で地下水調査をやっておりますので、その資料を借用しましてご説明申し上げたいと思います。資料番号14-2ということでございます。まずこの調査の目的ですけれども、国営安曇野農業水利事業と地下水との相関を検討するために行っているということで、調査は豊科町・穂高町・堀金村の中の4か所で自記水位計を用いて地下水位を観測しています。

位置につきましては2頁になりますけれども、黒丸で示しております。一番北側が穂高観測井、それから豊科北、堀金、一番下が豊科南観測井ということで、この4か所で長い所で1985年から調べている結果を載せさせていただきました。

調査方法等まとめてございますけれども、1日ごとの平均水位を計算しまして、地下水位を、10日ごとに点を打ってますけれども、折れ線グラフでやっております。その結果なのですが、まず資料の3頁をご覧くださいと思います。豊科南地下水位観測所というのは、一番南側にあったやつですけれども、まずこの破線なのですが、この破線は1986年から1999年の水位の平均値を破線で示してあります。それと対比して2000年の線が実線で示してございます。平均より少し2000年の地下水位が水位としては下がり気味かなあというのが見えると思います。その次の4頁まで続いております。平成12年度ということで続いております。その細かいのが5頁からになります。1985年から地下水位をずっと観測した折れ線グラフで、今豊科町さんの方からもお話ありましたがやはり夏といいますが、5月・6月・7月・8月は水位が高く、冬といいますが、1月・2月等では下がっています。これをずっと横に見ながら水位の動きが分かるかと思ひます。同様ですけどもこれが豊科南です。豊科南では地下水位としては一番高い時で6m位から

16m位の間を変動したりしているということが分かりますかと思ひます。

続きまして、9頁、これは豊科北になります。豊科北の観測所の水位です。これも今と同様に見ていただきまして、9・10頁で平均とそれほど変わらない、同じような感じで2000年も推移したのかなということが分かります、11頁からずっと1985年からの水位が記載されております。ここでは、先程6m・16mという地下水位の話をしてしましたが、やはり地下水位が高くて1mから1m50cm位の間を意外と変動もなく推移しているということが、この表では分かるかと思ひます。

続きまして15頁でございますが、次はこれは穂高の地下水位観測所です。これも先程と同じように過去の平均と平成12年度の水位を表にしています。何となく絡まりあっているような感じが見えるかと思ひます。それで17頁からはその流れがずっと記載してあります。これは地下水とすれば6m位から11m位の所に水位が変動しているということがご覧いただけるかと思ひます。

最後に、21頁ですけれども堀金観測所でございます。堀金観測所は水位とすれば20m位の所をずっと行っているということです。23頁をご覧いただきたいのですが、ちょっと堀金だけ観測期間が短くて、今までは1985年からということでしたが、ここは1995年からということをやっておるようです。ということで地下水位が20m前後でずっと、これは何となく上へ上へ行っているような感じが見えるかと思ひますけれども、一応そういうことで水位の変化が見られます。最後の25頁には年間の降雨量をグラフなり表で示してございます。平成12年は雨の量とすればそれほど少なくはなかったのかもしれないのですが、一応、総雨量1,026mmという雨が降っておるとということが分かっております。以上でございます。

高橋部会長

ありがとうございました。先程から地下水の問題が出ている訳ですけれども、両方のデータを今私も初めて見させていただいたのですが、言えることは、降水量に追従しているなあというのが分かりますし、季節的に変動があるなあというのも分かったという気が致します。全体的に少し下がり気味かなという傾向もあるかなと私なりに見ただけですけれども、いずれにしてもこういうものは長期間の調査結果でないと、即結論の出る問題ではないだろうと私は思ひます。従って地下水の影響というものが、この限られた時間の中でどれだけ審議できるかというのは、非常に疑問に思ふ訳でございますけれども、一応の傾向としてこれは参考になるなというふうに思ひますけれども、その辺何かご意見がございましたら一つ願ひします。非常に貴重な資料だなと私は思っておりますけれども。

久保田特別委員

本当に貴重な資料だと思います。一点だけご質問しますが、例えばですね、名前を出していいかどうか分からないのですが、長野トマトさんですか、堀金だったですかね、ああいう所でだいたい地下水を汲み上げているというお話を聞いたのですが、短期的に見てこの工場が地下水を上げてから他の地点がどう変化したか、変化があったかどうか教えていただきたいと思ひます。

高橋部会長

関係の方、豊科ですか。どちらでもいいですが回答できる所で。

幹事（豊科町）

それでは水資源対策協議会の事務局としての立場からお答えしますが、先程ご説明した通りその近くの観測井の調査をしております。こちら堀金の烏川地籍にあります観測井戸でございます。確かにこちらの資料に示してあります通り、先程部会長さんの説明のように若干下がっているなというニュアンスではとれますが、観測している業者の方からはそういった変動は見られないという結果を得られておりますので、今の時点では工場の影響が出ているといった報告は聞いておりません。

高橋部会長

はい、ではあの私落とししましたけども、穂高町等々力地区の地下水位観測結果についてまだ説明受けてませんでしたよね。それも併せてお願い致します。

幹事（豊科建設事務所）

失礼致しました。あと地下水ということであるべく集めるということで、建設事務所の方でやっているのが2つございます。それを説明させていただきます。

資料としては14-3ということになります。重柳・矢原地区の地下水位調査についてということで、この調査は、下水道工事をやる時に地下水にどんな影響があるのだろうかということを検討することを目的に実施されたものでございます。地下水の方法等については図面にある通り自記水位計で水位を計っております。先程と同じように折れ線グラフを作っております。

やった場所ですけれども、2頁目をご覧ください。いくつかやっておるのですが、下水道事業は管を布設しながら位置をずらしてやっていきますので、今のところ、長く、5年位資料の取れる場所ということで、この6か所の資料を整理してございます。

次ですけれども3頁ですが、ちょっとこれは小さい絵になって申し訳ありません。まずM-31という所の地下水位の変動の具合です。高い時には527.9mという標高から526.4m位までの間ということで1.5m位の変動があるというようなことがお分かりになるかと思います。期間が一番左端に書いてありまして平成7年8月から平成14年3月まで調べています。ちなみにこのM-31の地盤の標高ですけれども、528.87mという標高になります。

続きまして4頁です。M-32という地盤のことになります。これも今と見方は全く一緒でございます。標高ですけれども、528.74mという標高の場所でございます。

続いて5頁、M-33の標高ですが、532.98mということになっております。

それから6頁、M-34ですが、532.7mという標高です。2mちょっと下がっているということになりますね。

それからM-36が7頁、532.49mという地盤標高です。

最後、8頁、Z-25ですが、532.37mです。

すみません、これ標高を書けば良かったのですが、ちょっと私共の資料整理のなかで落とし

てしまいましたので申し訳ございません。重柳地区についてはそういうことでございます。あまり大きな変化は見られないという感じではございます。

それから資料14-4、穂高町等々力地区の地下水位観測ということで、これについては万水川を河川改修しておりますけれども、その改修に伴って影響がどうだろうかということをやっております。平成11年からで、これは今までで一番短くなっております。

ちょっと資料の訂正をお願いしたいのですが、1頁の2の観測方法というところに、2行目ですけども等々力大橋縦横流左岸と書いてありますがこの縦横流は間違いで上流です。等々力大橋上流左岸というふうに申し訳ございません、訂正をお願いしたいと思います。

これについても自記水位計で3地点、水位を継続して計っております。位置については2頁をご覧くださいと思います。ちょうど、ワサビ田に近い所でやっております。その水位なのですが、一番最後のページのカラーのA3判をご覧くださいと思います。大変小さくて見づらくて恐縮なのですが、下の方が古い年代、平成11年10月から平成12年3月になっています。一番最近のところ黒が1の地下水を示しております。2が緑、赤が3の地下水の変動、水位の変化ということでございます。ちょっとこれ理由は分からないのですが、3はなぜかあまり変位がなくて、わりあい平らになっておるということでございます。

ちょっと前に戻りまして、3頁のこの表の見方なのですが、平成11年度、12年度、13年度と累計のものがあります。例えば平成11年度の10月を見ていただきたいのですが、10月の1という所でGL-0.82という数字があるのがお分かりになりますでしょうか。これは要するに平成11年の10月には、1の観測孔では地盤から82cmの所に水位がありますということです。12年の10月は、右へいっていただきまして1は73cmということで、13年は68cmの所に水位の面がございましてということで、この3つだけ捉えまして少し上がってきてるかなということが分かります。以上、終わりに致します。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。あともう一点、お願いしたい所が、資料15のダムで水を堰き止めたことによる地下水への影響ということで、豊科建設事務所お願いします。

幹事（豊科建設事務所）

はい。では続きまして、ダムで水を堰き止めたことによる地下水への影響ということで考察した資料でございます。資料15でございます。まず地下水の状態とか影響というのは地下のことで非常に分かりづらい、定量的に把握しづらいという前提がありまして、まず考えられることなのですが、まずとして水を貯めた貯水池での影響はどうだろうかということでございます。貯水池での影響はダムを建設しますと水位が上がるとということで、同時に水圧も上がるので周辺の地盤への水の涵養は増えるのではなかろうか、しかしそれも貯水池の本当に狭い範囲に限られるのではなかろうか、ということが考えられる、こういう資料でございます。

ですけれども、ダムの基礎部での影響です。確かにダムの基礎部には、グラウチングといひましてコンクリートで壁みたいな物を形成する訳ですけれども、そういうことで人工的な遮水ゾーンを形成致しますので、ダム直下流では水位は少し下がる可能性が高いだろうということです。

ただし、上流側で水位が上がったりしてますので周辺からの影響もあるので、その影響はダムの直下流の狭い範囲に限られるのではないだろうかというのが でございます。

ですけれども、ダムということで湧水時にも一応維持流量を流すということが今計画されておりますので、湧水時の地下水の涵養については、普段ならほとんど流れていない河川に水を流すので地下水涵養が促進されるのではなからうかということです。

そういうことで3つの部分、貯水池・ダムの部分・下の河道の部分での地下水への影響について考察をしてみたということでございます。ただ結論ですけれども、やはり地下水への定量的な変化というのは把握が非常に困難であろうということが、今まで皆さんも分かっていたいるとは思いますが、それによってじゃあ何らかの変化はあるのだろうけど、それがどうかということは一概に言えないです。ただダムによる改変部分というのは、貯水池面積でいきますと4.1 ha ということで、流域面積が69 km²であるので非常に小さいということなので、微小であるのではなからうかというのがこの15の資料の1頁目になります。

続きまして、先程から出ておりますけれども井戸による地下水揚水におけるワサビ田への影響ということでございます。私共も地下水のことを調べるなかで、ある文献がでてまいりました。これは下に絵が描いてあります。1992年の8月に日大の陸水学会の研究所で出した、安曇野扇状地の地下水位等高線図ということでございます。だんだん上の方、上に横文字で R . K u r o s a w a と書いてありますね、その辺からずっと円が出て最終的に同心円でワサビ田の方に集まっているということで、これはそういうふう書いてあった訳なんですけど、集中しているというか、集まってきて、最後ワサビ田で流出しているというのが、その研究所の資料であるということでございます。ワサビ田への影響でございますが、ここはそのまま読ませていただきますけれども、三郷村の地下水も下流ワサビ田方向へ向かって流れていると考えられる。地下水の動向や量の定量的な把握ならびに予測は困難であるが、三郷村で地下水依存度が高まり、地下水揚水量の増加によって、下流ワサビ田での湧水量の減少等の影響は懸念される。そういう資料でございます。以上です。

高橋部会長

ありがとうございました。色々なデータを収集していただいた訳でございますけれども、総合してこれに対する何かご質問があれば、質問といいますか、恐らく回答といいますかね、困難であるとかいう話だろうと思っておりますけれども、総合的に皆さんのほうからご意見をいただければと思います。よろしくお願いします。

中村特別委員

総合的な質問ではないのですが、今のワサビ田についての質問ですが、この青い太い線は何ですか。

幹事（豊科建設事務所）

河川でございます。

中村特別委員

この太いのですよ。ここに溜まっているのですか、地下水が。

幹事（豊科建設事務所）

いや、すみません、ちょっと気が付かなくて。調べてまたお話しします。申し訳ありません。

中村特別委員

お願いします。

青木特別委員

すみません、再度なのですが、このワサビ田への影響という文章は、どなたが書かれたとい
いますかどこで判断されたのでしょうか。下の所です。

幹事（豊科建設事務所）

この文章については県で作成を致しました。

青木特別委員

先程も出ていましたけど、三郷村でどの位地下水を上げているか分からないというような、地
下水の上げている量もはっきりしないところでこういう答えが出てくるのでしょうか。

幹事（豊科建設事務所）

ですので、影響が定量的に非常に良く分からないので、懸念されるという言葉を使わせていた
だいております。ですので影響があるかないかも分からないのですが、懸念はされますねという
話でございます。

高橋部会長

ご理解いただけますか。

幹事（豊科建設事務所）

あ、すみません、説明が不足しました。今、要するに同心円でワサビ田の方に集まっていると
いう文献が出ていますので、なるほど懸念されるなということで考えていただければと思います。

田宮特別委員

先程も発言させていただいたのですが、やはりはっきりしないのですよね。理解できないです
よ、これでは。意図的に書いたとしか思えないのですよ。だから私はこの文章はやはりダムあり
きだと思います、これだけみるならば。だからこういう資料を出すのはいかがなものかと思うの
ですけども。しかしまあ資料が探したらあったということなのであれなのですけども、これでは
分かりませんよ。この太い線というのが何かという今の中村委員さんの質問に対しても答えない

訳でしょう。恐らくこれは、ここへ全体として集まっている地下水の合流点だと思うのです。烏川水系、それから中房川水系が集まってきているね。だからこれは、黒沢川の水系が帯状になってそのままワサビ田へ流れ込んでいっているということではないと思うのです。ここで合流していると思うのですよね。そうすると果たしてこの合流している部分に影響が出るのかどうか。だから意図的な文章だと私は思うのですよね。だからやはりこれは、私はサクセンさんから是非意見をお聞きしたいと思います。

高橋部会長

その他ご意見ございますか。

務台特別委員

おぼろげな記憶で申し訳ないですが、30年位前だったと思いますが、新聞紙上にこの堀金村に工場団地ができて、そして地下水を上げるということについてワサビ田園の湧水が少なくなると、そのような問題が起きたことを私記憶していますが、そういうようなことで今の県の文章は意図的でなくて総合的に考えてこういうようなことが懸念されているということで私は正しいと思います。

宮下特別委員

只今のお話なのですけども、私の記憶しているなかでは、薬品工場ができるので、その薬品工場から排出される化学物質によって、ワサビ田への影響があるのではないかというお話があったような気が致します。従いましてその工場計画は取り止めになった件があるかと思えます。それと、一つ、先程も私取り上げたのでだぶってはいけないのですけれども、ダムを造ることによって貯水量が多くなると放出される水量、確かに一定量放出するとはいつでもですね、貯まるまでの期間とかそういうことがありますので、やはり黒沢川に流れる伏流水というのは少なくなるのではないかという懸念がされるので、その辺の所の下流域への影響を調べて下さいということでこの前資料請求したような気がするのです。けれども、これですとダム直下・ダム周辺での影響しか記載されておりませんので、今お話のように確かに地下水は流動的といえますか、把握しにくいということがありますのでお答えできないかとは思いますが、そういう意図で私は請求しておりますのでお願いしたいと思います。

高橋部会長

その他ございますか。

青木特別委員

今の務台委員さんからのご意見なのですけど、ちょっと会社名を挙げていいかどうか分からないのですけど、ゴールドパックで今、日量6,000トンとかいう水を汲み上げて飲料水として売っている訳ですけど、そのゴールドパックができる時、ワサビ田の業者からのクレームとかそういうのは無かったということを聞いております。

宮澤（孝）特別委員

ちょっと別のことで教えて欲しいのですが、この2枚目の図面の見方ですけどね、小さい四角で模式地形・水文地質断面図ですか、資料15の2枚目の地下水位面図の中にまた小さい図面がありましてね、この3本の青の太線がありますけど、これは大まかな水脈ということで理解していい訳でしょうか。

幹事（豊科建設事務所）

これ、模式地形・水文地質断面図というふうに書いてありますので、縦に切った時にこういう地形で地下水位がこの、黒い下が地下水位ですね、黒い所が地下水が流れているよというふうに理解しています。

高橋部会長

コンタに沿って流れるという絵なのでしょう。そういう絵ではないのでしょうか。等高線に沿って流れる、そういう絵ではないのかな。

幹事（豊科建設事務所）

そうですね。コンタと直角といいますか、こう、西側から東側に向かって。

高橋部会長

低い方へ、いわゆる窪地へ流れていきますよということではないでしょうか。

宮澤（敏）委員

あの、先程から出ておりますけれど、幹事会の方も、もうちょっとしっかりと資料を出していかなければ駄目です。これ申し訳ないのですが、実は、もうちょっとしっかりと資料を出さないと論議が沸いてこないし、余計疑心が疑心になってしまって、それに時間を費やしてしまうということが出てくる訳なので、もうちょっとしっかりと資料を作って下さいというのが私からのお願いです。

と申しますのは、実は私は安曇野スイス村を造った時のメンバーであります。ですので、あそこでもって造る時には豊科町からですね、下の方の河川状況について調べるということで、500 ha以上でありますから、村ではなくて県の方からあその所でもって県の方に提出しなさいということで、何千万を作りまして、これは農協の関係でございますがそこでもって作った資料がございます。それは県に提出してあるはずですが、重柳地区の水の移動のことについてと、そのものについてはちゃんと提出してあるはずですが、それはですね、例えば豊科町の例で申し上げますけど、250 m 位下まではガラなのです。つまり石ころがグラグラと水の中に詰まっているという状況、こういうことなのです。で、水がその所の所はもう何百年にわずか何 cm という位しかほとんど動いてないのです。で、地表から約30 m 位の所を、水が、流れるという表現がいいか分かりませんが、移動しているというのがあの地域の実態なのです。ですからそこら辺のところも話をしな

いと、全部の水が流れているというふうにみんな思っている訳です。ですから先程、豊科町の方ではわさび畑というものがあるからそういう状況で許可できない。堀金村の場合はですね、南安曇農業高校の既成の井戸からいっぱい上げたから、あそこの所は許可になった。で、堀金村にはそのような規約はない。だから堀金村もないし、三郷村もないのです。

そういうようなところは明確にしっかりと答えていかなければ、質問している人はいつまで経っても理解が深まっていかないということだと思のです。ですから幹事会もやはりそれなりにしっかりと、データというものを持っているはずですから、民間に、一つ例えばあそこの重柳のスイス村を造る時にそれだけのものを県はちゃんと求めているはずですので、そこを引っ張り出せばその位の資料は出てくる。民間に調べさせてある訳ですから。どうかそこら辺のところもしっかりと資料として出さないと、論議は深まっていかないというのが私の実感でございますので、どうかそういうことで、出すものは出す、論議する物は論議する、前へ向けるものは前へ向けると、こういうことで進んでいただきたいなとこんなふうに思うところでございます。余分なこと、蛇足を申し上げました。

高橋部会長

ありがとうございました。そういうことで一つお願いを致します。県会の先生は厳しいですからね。村会議長とはちょっと違うから、よろしく一つお願いします。

いずれにしても、この地下水源の問題については大変難しいことだと思うのですが、やはり水道水源として井戸を利用するという場合の検討のですね、ある程度理解というものを深めないとそういうところへ入っていけないのではないかと、対策案としての論議に入っていけないのではないかとというのは実は気はしておりますけれども、その他に資料は、宮澤委員に言われたように、色々な資料というのはまだ収集可能なものでしょうか。その辺をちょっと幹事会の方へお聞きしたいのですけれど。そして、少なくとも第三者的にこれらの資料でお金をあまりかけずに総合判断といいたいまいしょうか、総合的に判断といいたいまいしょうか、あらゆる資料を考察できるものでしょうか。我々部会としてその考察を見て判断できるようなものを、お金をあまりかけずに第三者でできるものでしょうかね、幹事会の方で。あまり詳しい学術的なことは必要ないとしても、ワサビ畑に影響があるとかないとか、そういうようなものは考察的に書けるものであれば、部会であまりそれをやらずにですね、そういうものを取って部会として判断していけば時間も短縮できると思うのですけれど。その辺はどうでしょうか。私の方で提案したいのですが、地下水の問題を論議しますと、時間がかかってしまつてとてもではないがやっつけられないという気がするのです。それで結論は出るならいいのですけれども恐らく結論は出ないので、ある専門家、さっき言いましたサクセンのこういうような資料もごさいますし。

水谷特別委員

あの、実はですね、安曇野の地下水については確かに部会長おっしゃるような難しい面がたくさんございます。でも、一番調査の中で知っておられるのは、業者ですけれども、サクセンさんだと私は思うのですよ。下はどの辺まで知っているかということね。ですからいっぺんそういう方の話もお聞きになったらどうですかという提案を私は申し上げます。

高橋部会長

はい、ありがとうございます。田宮委員からも出ておりますので、それではこの部会で、松本サクセンさんにご説明をいただくということでどうでしょうか。あまり時間をかけなくてもいいのですけれども、全体的な考察といいますかね、どういうことになっていますよということを口頭で説明していただくと。ではそういうことで、相手があることですから次回ということになるかどうか分かりませんが、そういう機会を作るといってご確認していただけますか。ではそういうことで一つお願いをしたいと思います。それではここで15分休憩を取らせていただきますのでお願いします。

< 休 憩 14:55～15:10 >

事務局（治水・利水検討室）

それでは再開をお願いします。

高橋部会長

はい、それでは先程の説明のなかで補足が豊建の方であるようでございますので、その補足を願いたいと思います。

幹事（豊科建設事務所）

大変失礼致しました。先程の資料15の2枚目をもうちょっと説明させていただきたいと思えます。それと先程の質問にもお答えしたいと思えます。

まず真ん中の図面でございます。左上に断面図がありますけれども、この断面は、川に沿って描いてあります。一つ、わさび田という黄色い丸がありますけれども、そこに520という棒の点が打ってあります。それからR.Sai、犀川ですけれども、530、540、550、560とずっと犀川、それから梓川と、これが左上の断面の、カクッと左に曲がっている方というふうに理解していただければと思います。それで、黒い帯の真ん中の部分ですけれども、これは万水川、R.Yorozuiと書いてあります、それからR.Kurosawaということで、縦の黒い棒が530、540、550、620、640、660と打ってございます。これを示しているのが真ん中の黒い部分です。それから右側の黒い部分が、R.Hotakaですね。穂高からずっと曲がっていく、520辺りから530、540と曲がっていったら、ということですね。その辺の数字を表現しております。それですね、左上の縦断なのですけれども、黒い所が地下水の変動の範囲で、その上に一本線があります。これが地表面を表して、SURFACEと書いてあります。WATER LEVELと書いてあるのが地下水位ということになります。

先程質問いただきました黒いこの真ん中の、黒いというか青いというか帯なのですけれども、左の下の所に矢印が2つありまして、黒い帯の周辺から上側といいますか西側については、河川水位と地下水位が不連続の地域、右側については河川水位と地下水位が連続している地域、こういうふうにご覧いただけます。これはどういう意味かといいますと、河川水の水位と地下水の水

位が連続してほぼ一緒になっているのが右側、地下水位の方が河川水位より低いのが左側ということで、例えば今の帯の所の一番下に書いてある R . S a i、犀川の所で 550 m という黒い棒がぼんと出ておりますけれども、これが河川水位は 550 m になっていますということです。そこに緑の線があって、これが地下水位の等高線といいますが、地下水位の等水位線を描いておりますけれどもやはり 550 m という数字がちょうど当たっていると思います。そういう意味で河川水位と地下水の等水位線が一緒の範囲が、この大体帯状の範囲から右といいますが、北側という意味でございます。それから黒い矢印は、左にも書いてありますけれども地下水の流動方向ということで、こういう流れで地下水がワサビ田の方、3川合流の方に移行していますということをこの絵では示しております。

高橋部会長

説明よろしいでしょうか。質問ございますか。

植松特別委員

はい、内容については分かりましたのですが、これからの資料説明で県の方にお願いしたいのですが、これを見る限りですね、先程田宮さんからもあったのですが、日大の陸水学研究所がコメントを書いたような言い方になっていきますので、引用の資料がある場合には、資料とは別にこの県のコメントと違うということを書いていただかないと、これ全部、日大陸水学研究所がワサビ田の影響も懸念されるというふうに書いていると取られてしまいますので、そこだけ資料説明の時、次回からよろしくお願いします。

高橋部会長

はい、分かりました。以上で地下水の問題の説明を終わらせていただきますけれども、先程確認を致しましたように、豊科町の町長からもありましたように、また、田宮委員からも話がありましたように、長野水資源対策協議会というところから発注された松本サクセンさんの方に相当な資料があるということでございますので、何回目になるか、ちょっとこれから調整を致しますけれども、サクセンさんの説明を受けて全体の地下水というものに対するメカニズムといいたいでしょうか、その辺を我々は検証するというようにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。何回目にやるということについてはまた事務担当とご相談申し上げて決定していきたいと思っております。

なお謝礼といいますが費用がかかるかもしれませんので、一応検討委員会の利水ワーキング経由という形を取りまして、部会長から委員長あてに文書を差し上げて、利水ワーキングの方から説明させるという形を取りたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

そういうことで次に移らせていただきますけれども、地下水に関しての整理ということは次回といいますが松本サクセンの説明を受けるということで整理をしていきたいと思っております。では次に移らせていただきます。水源を河川に求める場合の課題、対策について論議をしていきたいと思っておりますけれども、河川水に水源を求める場合、次の対策方法を確認しております。今までの確認でございますが一つとして、農業用水からの転換、それから多目的ダム、利水ダム、それから河道外貯留施設、それから砂防えん堤の利用と、前回論点を整理していただいておりますけれど

も以上5点であります。それではまず農業用水からの転換について論議したいと思いますけれども、農業用水に関する資料請求について、水利権に関するものがありました。先程論議致しました。水利権の整理が課題でありますけれども、その他に何かございましょうか。

宮下特別委員

先程、宮澤委員の方から国の農業政策に対する方針が変わってきているということがありましたので、その辺、農水省の方から説明なり資料提供を具体的にいつからどのような形でもって減反政策とかそういうものが取り入れられるのか、具体的な説明、資料をお願いしたいと思います。それともう一件、水利権の問題なのですが、現在黒沢川の水利権について検討していたのですが、三郷村の水源又は三郷村を通過する河川とか水路ですね、そういう水源ごとの水利権者名とか、それに付随する色々な付帯要項、管理元がどこであるとか対象者は何であるとか、使用目的が何であるか、それからそれに関わる堰の灌漑用水等の分の総面積はどの位になるのか、そういう各水利権の権利内容、義務内容というような、水利権者ごとの一覧表をできたら作っていただきたいなあというふうに思います。やはりある程度融通し合うような形で量が必要かと思しますので、今後の検討の中に含めていきたいと思しますのでお願いしたいと思います。資料をちょっと参考までにお渡ししておきます。

高橋部会長

いわゆる三郷以外の水利権者という考え方ですか。

宮下特別委員

三郷村を通過している河川ありますよね。そういうものも含めた形での、要するに三郷村に関わる水路が通っているとか水利権者があるとか、そういうことをすべて含めた形でのものです。

高橋部会長

はい、土地改良区の方でそれはできるはずですよ、農業用水の場合はね、利水の場合はちょっと。

宮下特別委員

そうです。農業用水とか飲用水、雑用水、色々あると思いますけれども、あと目的別もあると思いますので、その水利権者の目的も含めた形で。

高橋部会長

それはさっき資料にありました、利水については表流水と地下水が載っているのが出ましたよね。

宮下特別委員

はい、要するに水利権を主張している水路なり水源です。

高橋部会長

主張といいますが、水利権を取って認可を得ているのはどこかということですか。

宮下特別委員

そうです。

高橋部会長

分かりました。

水利権以外に農業用水からの兼用、転換ということですが、何かご意見ございますか。

二木特別委員

ここにも示してありますけれどもね、関係機関、農水省、中信平土地改良区連合、河川管理者等との協議・調整や、地域全体の水利権の調整が必要である、と、こういうことですが今考えられることは梓川土地改良区、それから東京電力、それから梓川流域市町村が関係していると思うのですがね。私の思うところによると、非常に話し合いは難しいのではないかと思います、その点をちょっとご説明願いたいと思います。

高橋部会長

それでは土地改良区さんから。可能かどうかということですか。

幹事（松本地方事務所 土地改良課）

今お話ありましたように、さっきの利水現況図でいいますと左岸幹線水路というのがありますがけれども、これはどこから水が来るかと申しますと、今お話がありました東京電力の奈川渡ダム、そしてその下に梓川頭首工というものがあります。その管理者が中信平土地改良区連合であり、梓川土地改良区、それとこの左岸幹線水路を管理しております中信平左岸改良区、それとあと、水利権を持っていますのが農林水産省でございます、この梓川頭首工につきましては、ですので、それだけの調整を取るというのは、非常に時間もかかるし利害関係も絡みますので、私個人的に考えますとちょっと難しいと思います。今のご意見にもなるほどと思います。

高橋部会長

そういうことでいいですか。非常に期間がかかるということ、はいどうぞ。

宮下特別委員

見るとわりあい個人的というか、東電は除いてもですね、あと農水省だとか組合みたいな感じの団体ですので、公の方がむしろ楽ではないかなというふうには私は考えるのですが、個人的なものが入ってくると確かに利害関係が色々複雑なのですけれども、公の関係の協議であればむしろスムーズにいくのではないかなというふうには考えますけど。

高橋部会長

はい、そういうご意見ですね。その他ございますか。

宮澤（孝）特別委員

この今の各川の水利権の公表の問題ですけれども、私はちょうどたまたま改良区の総代をやっていますが、先程申し上げましたようにちょっと厳しいかなと思います。なおかつ今、頭首工の工事が入ったりしておりますね、許可水利権の配分から色々絡みますから、右岸の問題もありますし、権者が非常に多いですから、私も希望とすれば慎重にお願いしたいと思います。これは、公権でもあり総代でもあるという立場から忠告だけ申し上げておきます。

高橋部会長

はい、今の場合、総代という立場での発言でございますのでこれはそのように受け止めますけれども、大変だということだけ理解致します。その他ございますか。

植松特別委員

ちょっとそこからずれますけども、この表の中で一番右上、現在農業用水から上水道へ転用しているため、農家は転作をしている現状を認識する必要がある。今後の営農計画を明確にしたうえで、農家への補償も含め、十分な協議・調整を行う必要がある。とありますけれども、今後の営農計画ですけれども、三郷村さんですね、営農計画についても資料等があればですね、次回示していただきたいと。それが一つとですね、ここに書いてある、農家は転作をしている現状を、とあるのですけれども、先程宮澤委員さんからもあった農水省の方針の減反率の転換のことですよね。現在の三郷村の農家の減反率状況、あと先程資料請求のあったこれからの方針について、いわゆるこれからの農政ですね。宮澤委員さんは、多分これから増えるかもしれないということでしたけど、これからの高齢化社会、農業後継者のことを考えたらですね、必ずしも農家の農業従事者増えるかどうかということは非常にまだ不明瞭なことなので、是非その辺の資料を一つ出していただきたいということです。

高橋部会長

その場合ですね、減反に伴う果実への転換というのも実はあると思うのですよね。だから田んぼが減っても水は、果実も今スプリンクラーを使っていますのでね、できればその辺もですね、転換により逆に水が増えるという場合も各水系で今までも我々委員会でやってきておりますけど、できればそういうものも併せないとですね、田んぼだけの話になってしまうとちょっと困るのですけどね。三郷村の話がさっき出ていましたけど、その辺で何かコメントすることありますか、三郷村で。これは三郷村に限った訳ではないのですけどね。安曇野全体として。

丸山特別委員

今、三郷村のこれからの運用進行をどうするかという非常に難しい話ですし、国の取組も毎年変わってきているのですよね、事業の名前が変わったり。ただ、一貫しているのは減反率がずっと

と変わらない、だんだん増えてきているということで、今三郷村の減反率は均すと40%弱で、その内、各部落ごとで違うのですが、中でも特に南小倉地区の地域については70%の減反をいただいています。これはどちらかというと、村の方からお願いして飲料水の方へ回すべく減反をお願いしているという面があります。それでも足りなくて、そこに書いてありますように梓川の補給水を距離にすると約600 m位ですけれども、村山の所から100 m位の水位まで上げてそれから配送しているというようなことですので、これからの運用進行は非常に難しい訳で、先程宮澤委員さんが言われたように、減反なくして自由に使えるというお話がありましたけれども、果たしてそれに対処できるような農家の体制ができるのかというのが先程のお話のように非常に難しい面もあります。しかし私共の願望としては減反率を少なくしていただきたいということはお願している訳です。そういう意味からいくと、これから若干なりともそういう農業は増えてくるのではないかというふうに思っております。それから減反田で、すでに果樹地帯に転換したものについてはカウントのなかには入っていませんので、そういう果樹に転換したものは、また田んぼに戻すかどうか分からないですけども、戻さなくても減反率は均して40%、こんなような状況にあります。ですから先行き非常に不透明だというふうに私は考えております。

高橋部会長

その他ご意見ございますか。

植松特別委員

別件ですが今のことなのですけれども、さっきの水利権・農業用水のことなのですけれども、利水現況図の説明のなかで、日向堰と日陰堰が転作のため最近には利用していないということなのですけれども、これの状況はこれからどうなる訳ですか。例えばこういったですね、利用されていない堰の農業用水を水道用水として転換できるのか、そういった可能性があるのかどうかということも含めて、これからのそういった使われない堰についてのコメントをいただきたいのですけれども。

丸山特別委員

私がお答えするのもしかかと思えますけれども、現在減反のために使われていない堰というのは、先程からの話で、減反率が少なくなってきたりすれば当然また必要になってくると思うのです。ですから今、減反の厳しい間は余った水は使わせてもらっているということですけども、飲料水にですね。しかし先行き、減反が緩和されれば元へ戻るといったことではないかなと考えています。

幹事(土木部 河川課)

水利権の許可につきましては河川管理者が許可することになりますので、河川管理者の立場から説明させていただきます。この利水現況図を見ますと、許可水利権が1件、慣行水利権が8件というふうになっております。許可水利権につきましては、すでに河川管理者の許可を得ておりますので水量が見えてきてございますけれども、慣行水利権というのは、河川法が制定された時に

届け出ればいいということになっておりまして、正確な数値が把握されておりません。従いまして、仮にこの慣行水利権を許可水利権に変更するということになりますと、少なくとも10年間は水量の観測をやりまして水収支計算というのをやりまして、確かにこれだったら水量が十分あるから許可水利権を与えてもいいという場合にだけ許可になります。従いまして、例えば8番と9番の慣行水利権が、もう使われなくなったから、ではその分を許可水利権に回そうという単純な訳にはいきませんので、そこだけご理解いただきたいと思います。以上です。

高橋部会長

その他ございますか。

植松特別委員

今のお話なのですが例えばですね、この黒沢ダムがもしできた場合にはですね、当然下の方に慣行水利権なるものを許可水利権に移転しますよね。多分そういった通達も来ていると思うのですがけれども、それなのに10年間観測しないと移行できないということな訳ですかね。いわゆる慣行水利権をこれから許可水利権にしていこうという流れのなかで、今のお答えでは10年間できないというのは、ちょっと整合性がないと思うのですが、そういったところはどのように。

高橋部会長

河川課お願いします。

幹事(土木部 河川課)

ダムを造る場合はですね、新たにその分だけ水を貯める訳です。そうしますと、今河川に流れている流量よりは、ダムに貯めた分だけ水量が増える訳です。それをどういうふうに分配するかということになりますので、その場合には10年間水量観測をしなくても、その分だけはプラスになる訳ですから、それは許されるのではないかと思いますけれども。一般論とすれば、新たな例えば黒沢川に今後、許可水利権を許可するという場合にはデータがありませんから、新たな水を確保するという手段がないという前提でやるとですね、今の流量で果たして許可にできるのかどうかというのをしなければいけないということです。

植松特別委員

はい、では分かりましたけれども、今そのお答えのなかでですね、思われますがという表現だったものですからね、そのところをきちんと調べて、そういったものが簡単に慣行水利権から許可水利権に移動できるのかどうか調べていただけますか。

幹事(土木部 河川課)

何を調べるのですか。

植松特別委員

今お答えのなかでですね、ダムの場合には簡単にすぐ水が増えるから、移動できるというお答えでしたよね。それで、思われますが、ということなのですけれども、それは本当にどうかということなのですよ。

幹事（土木部 河川課）

本当にどうかって、ダムには一応その水道水利を乗せようということを今計画していますから、それは乗せることはできます。思われます、というのは訂正します。

植松特別委員

了解です。訂正していただければいいです。

高橋部会長

よろしいですか。他に何かございますか。

なければ次に移らせていただきますけれども、多目的ダムに関連致しまして資料の請求について説明を求めたいと思いますけれども、田宮委員から資料請求がありました、井戸とダムの水道水源としての水質の違いに関連して、おいしい水とはということでございますけれども、幹事より説明を求めます。食品環境水道課の、三郷村の水道課の方お願いします。

幹事（衛生部 食品環境水道課）

それでは食品環境水道課の方でご説明致します。資料の16をご覧くださいと思います。この資料につきまして、おいしい水とはということでございますが、厚生省が昭和60年に、おいしい水の要件ということで7要件を下記の表の通り発表してございます。従いまして、この要件に合ったものはおいしい水と一応評価されると解釈していただければと思います。なお先程三郷村さんの方でご提供のありました、資料9の2枚目の水質検査と併せて比較していただければ内容が良く分かるかと思えます。以上でございます。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。よろしいですか、質問者。

田宮特別委員

これも、私のお願いした資料の意図するところと少し違った資料になっているのですね。ではお伺いしたいのですが、今度ダムができた場合にはこの数字に該当するのですか、そこから取水した場合。そのことを聞いたのですがね。それなら新しいダムから飲料水を取っていてもおいしいというのが保証されるということになるのですが。そのところをお聞きしたのですが、ただその値だけをお聞きしたというつもりはありません。その辺はいかがでしょうか。

高橋部会長

水道課の方、お願いします。

幹事（衛生部 食品環境水道課）

はい、食品環境水道課です。この資料についてはあくまでもおいしい水と一般的にいわれる要件を厚生省で設定したということだけですので、そのダムの水が実際水質の検査をしてみないと、どういう水になっていくか、実際にその今の水もしっかり比較してみないと、該当するのかどうか分かりませんので、これを一応参考資料ということで提出させていただきました。

田宮特別委員

そこもちょっと食い違うんですね。黒沢ダムができてから、それを実際に取水して調査をしてみなければ分からない、これは当たり前なことですね、それを待って出して下さいと言っているのではないのですよ。一般的にダムから取水する場合、それから黒沢ダムからは現在表流水ということになって、そういう表流水によるおいしい水ということの保証がこのダム構造上あるのかどうかですね。それがあれば保証されるなあということになるのですが、そういうことがどうなのかということ。それから一般的にダムの水というのは色々な堆積物の腐食を防ぐための薬品の投入等々が行われると思うのですが、そういう一般的なダムからの取水と比べてどうなのですかということをお聞きしたと思いますが。

高橋部会長

はい、ちょっと回答が私もおかしいと思います。私も利水の委員でございますけれども、ダムであろうと表流水であろうと、おいしい水を供給するのが水道事業者の責務でありますので、これはいずれにしてもストレートに水道水として使う訳ではございませんのでね、当然、表流水であろうとダムの水であろうと、一旦浄化装置を通してこの基準に照らした水を供給するのが義務になっているはずですから、その辺の答弁をしていただきたかったなと私は思うのですが。おいしい水という定義を述べるといっているのではないのではないのでしょうか。ここで言っているように、井戸とダムの水道水源としての水質の違いについてと言っているのですから、水質は当然異なるはずですが、供給する場合には浄化装置を経由して水道事業者としての責務を果たすためには同じ水になりますよと、こういう答弁でいいのではないのでしょうか。

幹事（衛生部 食品環境水道課）

はい、食品環境水道課です。今まさしく部会長さんのおっしゃっていただいた通りでして、一応水道事業と致しましてはおいしい水ではなく、基本的に良質な水、それとあと水質基準をクリアした水を供給するということが原則です。で、確かにダムで一度貯めた水となりますと、井戸水と比較しますと若干異なる場合があります。ただ一般的にどの位異なるのかというのは、ちょっとその水源によって違いますので一概には言えませんが、最終的には必要であれば浄水場とかを設置しまして滅菌処理等を行い、基準をクリアした安全な水を最終的には給水するということを行っています。

高橋部会長

そういうことでよろしいでしょうか。

宮澤（孝）特別委員

初歩的な質問ですけど、このおいしい水と、村で出されました資料の原水検査ですね。黒沢原水のこの値と比べればいいという解釈でよろしいでしょうかね。

三郷村

おいしい水という方は上水ということで、片方は原水ということですが、先程は全部説明していないところがございますけど、例えば原水の方ですが、6年から13年のデータがございます、一般細菌ですと0~55というふうに書いてございますが、8年間のなかで、0の時もあったし、最小値と最大値です。で、例えばカドミウムの所で0.001未満ということでございますが、他に数値が書いてないという所につきましては、全部8回ともこれより未満だったというデータで書いてございます。以上です。

高橋部会長

よろしいですか。それでは利水ダムについては当面、砂防えん堤利用が論点ですので砂防ダムの利用の審議の時に扱いたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

河道外貯留施設について幹事より参考資料の説明を求めたいと思います。豊科建設事務所さん、お願い致します。

幹事（豊科建設事務所）

はい、河道外貯留でよろしいでしょうか。では資料19についてご説明させていただきます。2枚になっていると思います。まず河道外貯留ということで、一応ため池等について考えてみました。どの位の大きさにするかということで一応仮定ですけれども、現黒沢ダム計画によりますと、利水容量ということで340,000 m³の水を貯めなければいけないというふうに計画ではなっております。一応340,000 m³貯めるということを仮定しまして、これを貯留するために、水深も仮定なのですが一般的に5m程度ではなかろうかということで仮定した場合に68,000 m³の貯水池、これは一辺に直しますと約260mの貯水池が必要になるだろうということです。さらに周りに堤防等が必要になるので、概ね300mの正方形の区域位が必要になるのではないかとということが予測されるということでございます。

それがどの位の大きさかというイメージを次の頁の位置に示したのですが、黒沢川が、皆さん地元の方なのでお分かりになるとは思いますけれども、下側といいますか、下の方にずっと流れておって、300m×300m角というのは左上にある、この位の大きさの規模になります。という資料でございます。以上です。

高橋部会長

続きまして植松委員から資料請求がありました、砂防ダムの嵩上げを検討した内容について説明をお願いしたいと思います。

幹事（豊科建設事務所）

はい、では資料17になります。利水対策における砂防えん堤の嵩上げについてということでございます。まず最初に現在の砂防えん堤の現状といたしますか現況が書いてございます。現場でもご覧いただきましたが、高さが24mでございます。上流側に1:0.7という緩い勾配、下流側が1:0.2という勾配で図のような感じでできております。ちょうど天端といたしますか水面の所から10mの所まで、先程から申し上げました水道の管が埋設されている状況でございます。

嵩上げの高さについてでございます。これも、どの位上げるのかというのをある程度仮定しなければならぬということで、先程河道外貯留でも申し上げました、現ダム計画によりますと、新規利水容量として110,000 m³、あと不特定容量等で230,000 m³、合わせて340,000 m³の容量が必要とされております。これを、現砂防ダムで、土砂に埋まりますので砂防ダムの天端から340,000 m³を確保したいと致しますと高さ的には約20m、堤の高さで44mのダムになってしまうのですけれども、20mの嵩上げが必要となるという試算が出ます。

3番ですけれども、そうしますと20mの嵩上げなのですが、これは利水ワーキングでも入ってまして、利水ダムとした場合は当然利水者の負担が大きくなって造ることになります。嵩上げの問題点ですけれども、現在のダムというのは24mということで地盤の地耐力や基礎処理はその条件で設計をしてあります。この上プラス20mという砂防ダムの嵩上げは、事例もないし非常に困難であるということでございます。それから既設砂防えん堤の直下流の所を掘ると、すぐ下を掘るなりしてやることになりますのでこれは非常に危険、安定上危険であるということ。それと砂防えん堤の上流側で工事をする場合は、堆砂の除去、労働災害等や仮設費用の増加の問題が多いということです。それから3番目で、水を抜かなければいけないので、大規模な転流工ということで金のかかる排水トンネルを造らなければならないということ。3点ありました。今20mということで仮定しました場合に、砂防ダムの嵩上げというのはこのようであるという結論にならざるを得ないということでございます。以上です。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。それではその前に説明ございました河道外貯留施設も含めてで結構でございますが、嵩上げの問題について質問を受けます。

植松特別委員

はい、まず河道外貯留施設のほうですけれども、利水容量は今340,000 m³でこういった計画の絵が描いてあるのですけれども、これは現ダムの利水容量ということであって、今ある砂防ダムの貯水容量を利用した場合のため池というのは、また全く違う容量になると思うのですよ。ですからあくまでも新規のダムの全部の利水容量で、このため池計画をしてあるのですけれども、現在ある砂防ダムを利用してかつため池を造るということで、河道外貯留施設の計画を出していただきたいのです。それは今ありますか。

幹事（豊科建設事務所）

現在砂防ダムがありますけれども、先ほども言っていました、要するに満砂になった場合は効力を失ってしまうというものなので、数には入れずに考えたのが今の資料であります。

植松特別委員

はい、というのはですね、砂防ダムであれ排砂なりですね、そういったこともこれから検討していかなければいけないのですけれども、あくまでもダムのいらぬことも含めた代替案ということも当然ですね、私は県の方で当然それも出てくると思ったのですよ、今日、要するに代替案のことも考えずにですね、あくまでも今回ダムを造らない場合にはこれだけのため池を造るのだよというのであれば、代替案にならないのですよね。そこまで代替案も考えて、費用計算までしてですね、どちらが対費用効果としていいかということを決めたいものですから、次回是非ですね、それを含めた河道外貯留施設のどれだけ必要かということを出していただいていいでしょうか。

高橋部会長

その場合、ちょっと問題があるかなと思うのですけれども、いわゆる併用といいますか、2つの施設で分担しようという考え方だと思うのですけどね、当然340,000トンというのはいずれにしてもどちらかで受け持つ訳ですけどね、その辺でどういうふうに検討するか、ちょっと皆さんのご意見を聞いておいてですね、効率よくやらないといけないと思うのですが、可能かどうかということをまずね、二つの施設で、今あるものを利用しながら340,000トンを確保するにはどういう案があるよと、それは可能だよ、という結論が出てからでないとその作業に入ってもいけないと思うのです。それを聞いてですね、可能といいますか、やってみようという、そのボリュームだけの問題ではないと思うのですよ、問題は、それぞれの河川の機能を生かしていくためには分担が自ずから変わってくるはずですよ、河道外と砂防ダムとの持ち分というものがね、そう思いませんか。その辺どうでしょう。ちょっとコメントしていただければありがたいと思います。

幹事（土木部 砂防課）

もうすでに説明したとおりですが、満砂になった場合には取水施設として使用はできませんよということが前提になっておりますので、利水としての考え方をどういうふうにするかという問題ではなくて、今の砂防施設というのは満砂になった場合には取水施設は、もう使えなくなるのですよね。

高橋部会長

一つ問題として、そういう問題が出ていますよということですね。砂防ダムを施設として使った場合に、満タンになった場合は機能がなくなりますよということがありますよと。それは分かりますので、そういう条件が一つありますよということで確認をしていただいて、その次に、では浚渫したらどうですかと、次のものが出てくるはずですから、一つの条件ではなくてね、やっていただかないと、全て満タンになるからもうだめですよという考えは分かりますけれども、ですから私はそういう難しい問題があるから、その人の質問に対して次までに出せと言われても、

何か中途半端なものが出てきてしまってまた、と思いますので、そういうことはできませんよという話であれば、それでまた進みたいのですよ。

幹事（土木部 砂防課）

あのね、使っていけないという意味で言っているのではなくて、満タンになった場合には使うことができなくなるという条件があります、そういうことなのです。

高橋部会長

その条件は我々も分かっていますので、それは我々が考えればいい訳ですよ。満タンになった時のことは我々がまたこれから検討していけばいいことであって、ね、それはいいのですよ、考えなくていいのです。ですから私の今言いたいのは、例えば、利水は砂防ダムで持ちましょう。河道外施設は農業用水に使いましょうというような、そういう分け方で可能なものでしょうかと、そういうものができるのなら造って下さいと。だめならだめで断ってくれればいいのですよ。それを言っているのです。ダムありきでものを言うものだから、どうしてもそういうことになってしまうのでね。

幹事（豊科建設事務所）

今、340,000 m³という数字が出ましたけれども、これは農業用水として使う方と上水の使用者、それから維持流量と、こういうものを合わせて340,000 m³が必要だと、こういう仮定で出た数字でございます。従いまして、今の砂防えん堤の容量、これは340,000 m³に比べますと全然数字的に違うということですので、今の340,000 m³ということを前提にすれば難しいといいますが、できないというふうに考えています。

高橋部会長

ちょっと通らないのですけども、それは皆さん、委員の方全部知っているのですよ。それは分かっておりますので、私は例えばの話を今しているのですが、先程確認をしていただきました利水のですね、9,600 m³ですか、についてはこちらで分担しましょうかと、そういうものが皆さんできるならできる、できないならそれはできないよ、と言えればいいのですよ。できなければできないということだけで言っていたら、今、そういうものを次までに出して下さいと言っているのだけれども、中途半端なものが出てきて皆さんの時間をもったいないよと私は思う訳です。提案に対しては、できませんならできませんで私はいいのではないかと思います。どうでしょうか。そうでないと、できないものを一生懸命みんなで論議しても、340,000 m³の数字の内容については皆さん知っているのですよ。当然、慣行水利権も確保し、維持流量も確保し、農業用水も利水も確保するボリュームだということも皆さん知っていますので、このボリュームをどうすればいいでしょうかということなのですけれども。

ちょっと休憩を取りましょうか、休憩の要望が出ておりますので、では時間も来ていますので、10分休憩を取らせていただきます。

< 休憩 16:00~16:10 >

事務局（治水・利水検討室）

それでは再開をお願いします。

高橋部会長

では、休憩後の会議に移らせていただきますけれども、先程の問題で答弁をお願いしたいと思います。

幹事（豊科建設事務所）

土砂の流出によりましてですね、容量が大変不安定になることがございます。ということで、例えばご利用される村の方が、それでも良いかということの私の方は投げかけになる訳でございますけど。

幹事（土木部 河川課長）

先程から砂防課等で話しておりますが、砂防ダムの機能というのは先程から話している通りでございますので、そこらも含めて部会のなかで議していただければなあと考えております。その中で幹事として必要な資料は提供しますのでということです。

高橋部会長

分かりました。ではそういうことで、課題の中でですね、消せるものは消していった方が効率いいのかなあと私は思うのですけれども、農業用水からの転換の中で今色々説明ありましたけれども、水利権の問題は別として、河道外の貯留という話が今出ておりますよね。これは果たして可能かどうか、という話ですがその辺について何か、論点を絞っていただければなと思うのですけれども、340,000 m³ もろに河道外貯留ということになると、非常に問題が、それだけのスペースがあるかどうかということやお金の問題も当然出てくると思うのですが、その辺どうでしょう、ご意見は、これはもうだめですよというなら、だめでここで論議しても無駄があると。

二木特別委員

この砂防の規模ね、この下の方に書いてあるのですけれども、東京ドーム2個分の面積と書いてありますね。そうすると、三郷村のどこへ設定するのか。だいたい東京ドーム2個分なんていう用地が、どうやっても私は見当たらないということと、もう一つ、現代の砂防ダムが、沈砂深があと何年位持つのか、砂防ダムとしての機能があと何年位か、それが分かりまして、今、併用というようなことも考えられるのでこういう河道の池の問題が出たと思うのですがね。そうすると規模も小さくなくてもいい訳ですから。現実的な話をしてもらわないと、夢のような話をされてもね、これ、東京ドーム2個分の池を造られて、それではどういう、それから金も大変かかるということですが、その砂防ダムがあとどの位持つか。

高橋部会長

その他ございますか。

幹事（土木部 砂防課）

砂防課です。前回の委員会の時も説明を申し上げたのですが、砂防えん堤の土砂の量というのは何年かかって溜まるという考え方ではなくて、例えば一気に5万トン、6万トンと一つの災害で出てくる場合もある訳ですよ。そういうものを想定していますので、一回に造ったえん堤がすぐ満砂してしまうのもあれば、もっと長く時間がかかって溜まるというものもあるし、それを一概にあと何年という想定はできないし、推定であと何年持つかというのはちょっと出せません。

植松特別委員

私は実を言うと、現実の話をしていて、夢のような話をしている訳ではないのですが、今あるですね、東京ドーム2個分というのはこれは完璧に340,000 m³を入れるということにして、そうではないということは予め言っていますけれども、今ある砂防ダムを浚渫することができるのかできないのか、いわゆる砂防ダムについては例えばですね、今ある砂防ダムが埋まったら、三郷村の黒沢の砂防対策はどうするのか、あるいは新しくできる、これからもしダムを造ったとしてそれだって50年、何十年後には多分埋まるでしょう。その時三郷村の水はどうするのかと。

あともう一つ、コンクリートの寿命だって80年、100年とかいわれています。いつかはダムは壊れるものですが、その時のことは考えずに多分数十年は大丈夫だということをやっていますけれども、現実の話ですね、私達の子孫達が大きくなった頃はそのダムについてどうするのか、その工法はどうするのか、先日には、昭和47年に作ったコンクリートのその素材も分からないというような答えも返ってきましたけれどもね、やはりそこまで考えなくてはいけませんと私現実には思っています。ですから、今ある砂防ダムを埋めてその下にもう一つダムを造ったとしてもそのダムも埋まります、いつかは、その時はどうするのですか。だから今あるダムを浚渫してですね、できる限り息を長くすると、その間に他の利水対策を作る。それにはため池をですね、今もうダムありきのことではなくて、ため池を今度は東京ドーム2個分を一個造るのではなくて分けたっていいです、小さいものを。で、土地を何とか、今さっき言った都市計画のなかですね、減反があると田んぼをそうやってやっていくと、そういう長い目で見て欲しいということで私は現実の話をしておりますので、是非ですね、砂防の方も浚渫できるかどうかということ、砂防課長が誰かにもしよかったら答えていただきたいのですけどもね。

高橋部会長

砂防課長お願いします。

幹事（土木部 砂防課）

砂防課長ではないですが、浚渫には、条件がございまして、砂防えん堤に土砂が溜まる

ことにより、溪岸ということで堆砂した所の両側の岸ですね。岸がどんどん下がってきってしまうを防ぐという効果も一点あるのです。そういう問題をクリアできるとすれば、浚渫は可能です。だから浚渫が全然できないということではなくて、浚渫も当然、条件によっては可能です。ただし、砂防事業としてはやる必要はないです。水を必要とする人がやるということですけどね。一般的に砂防事業としては、満砂して両側の溪岸が侵食されなくなることで機能を発揮する面もある訳ですから。

高橋部会長

ちょっと確認したいのですが、砂防としてはやる必要はないということですか。河川管理者としてはやる必要があるという考え方でいいですか。

幹事（土木部 砂防課）

いや、河川管理者としてもやる必要はないと思います。

高橋部会長

はい。

植松特別委員

今お聞きしまして、非常に無責任な答えというのはですね、村に振ってしまってますね、村が必要としているのだったら村がやってくれというようなニュアンスと私は取ったのですけれどもね。先程長尾さんもね、所長も言っていたのですけれどもね、村が必要と思えばと。そういった問題ではないでしょう。今回村が本当に水が必要だから造っているけれども、砂防としては必要ない、河川管理者としては必要ない、これはシステムをですね、何とか変えてですね、県も一緒になって三郷村の水のために補助金を使ってもやる、そういったシステムを作っていくというほうがいいかと思うのですよ。今このなかではとにかくダムを造る、造らないとかどうしようか、最初に部会長がおっしゃったように、白紙の状態でみんな聞いてやっていこうということでしたよね。そのようななかで、白紙のなかでは代替案というものも検討していてもいいのではないかと、今出てくるのはもう造るということを前提とした案ですよ。ですからこういった、ため池にしてももしダムを造らなかったらどうなるかという、そういったことも是非検討していただきたい。システムにしてもですね、今、砂防担当の方が言ったことではなくて、皆さん県の方も同じ税金を使っているのですから、三郷村のためにみんなで一所懸命それを、システムを変えていく方法を検討していただけたらというのが私の希望ですし、そのためには今言ったため池の図もですね、もし今ある廃砂・新設をしながら、何か工法、お金のこともあるでしょう、を考えながらということです。今皆さんで検討していただければと思いますけども。

宮下特別委員

確かにそうだと思います。今日ここに集まっているのは国の方もいれば県の方もいますよね。それと地元の方。それで使う費用は国といっても税金ですよ。ですからこれは全部公平な立場

で考えていかなければいけない問題であろうと思います。ですから先程私が申しましたように、水利権を主張すること自体がおかしいのであって、水の権利ではなくて要するに構造物に関しては権利はあるかもしれませんが。だから、そういう観点からそれぞれが融通し合った形でもって水の問題を解決していかないと、これ国中の問題ですからね。ですから私は砂防では関係ない、治水では関係ない、保健所では関係ないと、そんな問題ではないと思うのですよ。ですからもう少し大きな目で見て検討していただくと共に資料を提供していただかないと、我々としては困ると思いますので、よろしくお願い致します。

高橋部会長

その他ございますか。

久保田特別委員

今の意見も賛成ですけれども、あとですね、この部会では治水と利水と分けてやっていますけれども、例えば現在の砂防ダムの浚渫という話もありますけれども、これは今後検討していく治水をどうするかという話でそのダム容量とかそこら辺も非常に関係ありますので、私とすればですね、その治水を含めてどうするかというところへいかなければ、結論は出ないと考えております。本当にですね、治水でもういらないと、治水に対してはダムはいらぬという結論が出れば、今みたいな論議を進めていっても何か結論は出るとは思いますけれども、まだ治水に関しては全然進めていませんのでね、今の時点ではそういう方向も考えられるという程度の話で、具体的な検討は進まないのではないかと、私はこう考えております。

高橋部会長

あの、利水についてね、結論を出すつもりはさらさらない訳ですけども、利水と治水と一緒にやりますとね、非常に混同してしまってということで、利水から入ったという経過がございます。従って、いくつかの課題がここに載っていますよね。これを一つずつ検討していくと時間もかかりますので、一つの目安といいますが、絞ってですね、今の砂防ダムの利用なら利用でもいいですし、単独の利水ダムでもいいのですけれども、そういうもの一つに絞りながらやっていきたいと思えます。そしてその検討結果を踏まえて、次に、では治水と検討した時に総合的にどうなるのでしょうか、また、こればかりではないですよ。財政もある訳ですし、森林もある訳ですから、それらを全て総合して、ではどうでしょうかという話だと思ふのでね、そういうことをお願いをしたいと思えますけれども、結論を出すというつもりはさらさらございませんのでご理解をいただきたいと思ふのですけれども。

今日、まあ、やってきていただいている訳ですけども地下水の問題については先程からやってきたように、調査の結果をやっているというので、それを聞いて再度皆さんで判断しましょうということになっておりますし、農業用水の転換については、水利権の問題がありますので非常に難しいなというところまで来ております。それから利水ダムについては、これはちょっと入ってありませんけれども、恐らくこれはどうでしょうかね。本当にこの設計ができていく訳ではないのですけれども、ちょっと論外になろうかなと、そんな気はしております。それから今、河道

外貯留に入っているのですが、砂防ダムの利用と併用しながら何かいい対策はないのだろうか、いい案はないのだろうか、というところへ来ているのですけれども、どうも河道外貯留の話はちょっと余りにも大きすぎてしまって無理だろうという、結論ではないですよ、そういう意見が出ております。そのなかで一気にやらなくてもいいのではないかと、計画的にやっていったらどうかという案が出ていますのですけれども、その辺どうでしょう、そういう案も含めて。今、一番問題は、この砂防ダムの活用・利用というところへ論点が最後には来るのではないかと私は思っているのですけれども、その辺で建設的な意見をちょっと出していただければありがたいと思います。

田宮特別委員

まだ説明では良く分からないところがあるのですけどね。昭和61年に若干の除去をしましたという説明が第1回目の時だったか、あったと思うのですが、それはどちらがやりましたのですか。村がやったのですか、県がやったのですか。

幹事（豊科建設事務所）

村で実施しております。

田宮特別委員

村で実施したのですか。それは今、砂防課長さんがおっしゃったような考え方があるということですか。

幹事（豊科建設事務所）

あの、村でお答えできますか。

三郷村

三郷村です。当時、水道の方ですか、多少大雨が降って黒沢の川が氾濫して濁ったと。その段階で多少出そうとは思ったということの中で、たいして物が出せなかったというふうに聞いております。

田宮特別委員

はい、分かりました。先程から宮下委員さんも、その他の委員さんもおっしゃっているのですけども、以前、村と県との関係という、そういうことのなかで、県がやることではありませんと、村がやることではないということではないと思うのですね。現時点の段階での議論をしている根底にあるというのはね。やはりその、県も含めてダムなのか、あるいはダム以外に求めるのかということが議論されて、それに代わる代替案として出ている訳ですから。これは利水もほとんど同じ考えに立つべきだと思うのですね。それを説明では村だとか県だとかというね。それはそういう法的な何かでの線があるのかどうか分かりませんが、考えはやはりそうではないと思うのですよ。だから我々はやはり、我々というよりも私はやはり、是非論点の中にこれをもっと深め

て欲しいと思います。村であろうが県であろうが、この堆砂除去するということは可能なかどうか、そしてその経費はいくら位かかるのかですね。

藤原先生が第1回目の時におっしゃったけども、32.6%というのは非常に砂防ダムとしては少ない堆砂量ではないでしょうかということをおっしゃっている訳ですね。それから、これができる28年経った状態で、ダムの中へ埋め込んでしまうということについて私は意見を申し上げたこともあるのですが、やはり現実的に、国も県も流域町村も含めて、どこへ求めていくかという問題を考えているのですから、私は今の県の砂防課長さんがおっしゃった点にこだわる必要はないというふうに思っています。

高橋部会長

今あの、堆砂の処理の問題ですね。これは、今までの答弁と変わらないということですね。

幹事（土木部 砂防課）

砂防課ですけども、私共が先程申し上げました、取れないということではなくて、取ることは可能ですというふうに言ったと思ったんですけども。

高橋部会長

取れるということは、県の負担でやりますよという解釈でいいですか。

幹事（土木部 砂防課）

いや、そうではないです。砂防事業として事業を実施している中で、満砂になるということは、もう設計した段階で想定される訳です。満砂することによって、上流部の岸が洗掘されないという働きを果たす訳です。そうすると、そこで砂防設備管理者として砂防事業費により溜まった砂を出すという理由付けができるのか。砂防事業として何か効果があるのならば事業の実施ができるのですけれども、利水という目的で実施するには、砂防事業としてできるかなといった時に、ちょっと無理ですと、そういう趣旨のことを言った訳です。

高橋部会長

はい、分かりました。目的が砂防だからできませんということですね。

田宮特別委員

しかし技術的にはできますということですよ。除去することは可能ですと、そういうことですよね。それをどちらがやるか、利水でやるのか砂防でやるのか、これは砂防ダムだから、利水ということではできませんと。砂防の場合は、満砂になった時点でしかできないということですか。

幹事（土木部 砂防課）

満砂になることによって、砂防えん堤機能がマイナスになるかという、砂防えん堤というのは満砂になって、十分機能を発揮する訳です。また満砂になることによって下流の土砂供給ができるという面もあるとすると、満砂することにより事業の目的を十分果たしているということです。だから、機能が十分発揮した段階では砂防課としては事業を実施する必要はないということです。

高橋部会長

よろしいですか。

田宮特別委員

よろしいですかとおっしゃっても、先程の私の考えからすれば納得いかない訳ですね。言っている意味は分からないことはないのですが、やはりこの部会の性格からいって、現実的に利水、繰り返しますけどダムを一つの目的方法としてある。それ以外の代替としてもですね、やはりこういう問題がある訳ですから。だからそういう意味では、現実的に考えていく、しかもそれを利水だからそれは村の管轄ですよということの捉え方ではなくて、国も含めて県も含めて流域町村も含めて、全体としてやはり考えるという立場でやっていく必要、深めていく必要がある。だからこれは私はあの、決して棚上げをしていただくのではなくて、さらに現実性があるのかどうか、深めていただきたいと思います。

久保田特別委員

色々議論はある訳ですけども私とすればですね、村民とすれば、安定したやはり水が欲しいと、そういう意味ではですね、この 340,000m³ですか。これは確保したいという意味で、もし例えば河道外施設を造るとしたら、今度は施設だけでその水量は確保できると。その浚渫をしてというようなことは、考えると技術的には可能かもしれませんが、安定という意味では、まずいのではないかと、こう考えます

高橋部会長

その他ございますか。といいますと、河道外貯留方法も当然検討すべきだということではないのですか。私はさっきちょっともう不可能に近いのだから、検討から外したらどうでしょうかと提案したのですが。植松さんの方の話はちょっと違うのですけどね、併用論といいますかね、規模を縮小してでもという話ですね。

植松特別委員

私とすれば、ちょっとでかいと。

高橋部会長

ああ、340,000 トンは。

久保田特別委員

やはり、部会長が言っているように、ほとんどの方もそう思っていると思いますけども、実質これは無理だなと、こういうことでございます。

高橋部会長

はい、分かりました。砂防ダムの問題は、先程植松さんの方からも出ていましたけれども、いわゆるシステム上の問題だろうかと思います。確かに県の方々の説明は、そうです。事もわかります。目的が砂防ダムですからね。満杯になって、当然その機能が100%果たせた訳ですから、それを掘りなさいというのもそれは分かりますけれども、ですからその目的を変えようというシステム、砂防ダムから利水ダムにシステムを変えられないかというところへ来るのだと私は思うのですけれどもね。その辺についてはここでちょっと論議もできないと思うのですよ。それは私共の部会としての意見といいますかね、そういうことが可能かどうか、それは確認取れるのでしょうかね。平たく言えばですよ、砂防ダムで造ったのだけど、何十年経ってもまだ3分の1しか溜まっていないと。これは利水ダムに切り換えるということはできないのでしょうか。非常に単純な質問で申し訳ないのですが。

幹事（土木部 砂防課）

私が調べた中では、そういった例はなかったと思いますけれども。

高橋部会長

でも脱ダム宣言が出ましてね、総合治水という課題が出た時に、これ県の施設ですから、その辺は検討していただけるかどうかということもあるのですけども、その辺はどうでしょうか。

幹事（土木部 砂防課）

私個人では答えられないのですけれども、そういうのも含めて部会で話し合ってもらおうというのですかね。

高橋部会長

部会で結論を出していいということですね。

幹事（土木部 砂防課）

いや、話し合ってもらったことはないですけどね。

宮下特別委員

あの、午前中にも話が出たかと思うのですけども、黒沢ダム、今飲用水と農業用水と使っている、協定でもって結んで使っているのですけれども、そういうことが可能であるということ、要するに多目的ダムという感じになる訳ですよ。そうするとダムの目的変更ということも考えてもらったらいいのではないかというふうに思いますけど。

高橋部会長

分かりました。この問題はどうも結論といえますかね、出ないと思いますけど、我々の審議の中で、そういう意見として出すべきだということであれば出すと。そういうことですが、どうでしょうかね。何かございますか。

宮下特別委員

今、河道外貯水の方で出てきたのですが、要するに排水として流している水をですね、こういう大きなため池でなくても各地に少しずつ造ることによって、農業用水がある程度は確保できるのではないかとすることも考えられますし、それから冬期間閉鎖するような水路、そういう所の冬期間の水を利用するというようなことも考えられますので、そういう意味での小さなため池を各地に造るといような、減反政策がありますので、要するに遊水池としての方法も十分あるかと思えます。そういう意味での河道外貯留施設ですか、そういうものを考えていったらいいのではないかと思います。

高橋部会長

それは植松さんから久保田さんからも出ておりますのでね、それは当然これからの審議の中で、ボリュームは決まった訳でございますので。ただ一番問題なのは、維持流量の問題が出てくる訳ですが、その分も含めて 340,000 m³ という数字ですからね。この辺が大きく左右されますので。

植松特別委員

今、維持流量で 340,000 m³ ということが出たのですけれどもね、これは治水・利水両方の目的での、色々な意味での 340,000 m³ ですよ。これは例えば利水だけになったらだいぶ減る訳ですよ。ちょっと今数字はすぐ私出ないので、多分高さ 30m くらいですよ。利水で 340,000 m³ ですか、あ、ごめんなさい。治水はなくて利水だけで 340,000 m³ ですか、分かりました。ではそういうことでしたら今のは取り消します。私の勘違いです。

あと、これについての結論が今まだ出ていないのですけれども、これからこの問題、砂防ダムの浚渫の件だとかため池の件、どのようにしていくかということなのですから、まだこれから色々案が出てきますのでね、取りあえずこのまま、こういったこともあるということで検討事項ということで、やっていっていただければということなのですから、色々な案が出てきた中で。

宮澤(孝)特別委員

またご質問、教えて欲しいのですが、先程の河道外の施設の件ですかね。これは植松委員さんのほうから分散という考え方もあるということで話されました。例えばこの 300×300 のこれを例えば 1 としますよね。これを 3 つに分散すると 100×100 が 3 つ作れると。この 3 つを合わせて 1 という解釈ではなくて、用地は余分にあるのではないのでしょうか。その辺ちょっと技術的に

教えてください。

幹事（豊科建設事務所）

はい、今は容量だけでいきますと260 m×260 m角で、そこへ両方に堤防を造るので、40m位かかるでしょうと。今度これを小さくすると、確かに容量は3分の1にしても堤防はまたやはり両側にいるので、そのかかる堤防の分だけは面積としては大きくなるというふうに考えられます。ですから100 m×100 mの3つにはならず、あと堤防分がどうしても多少でできますという理解になると思います。

高橋部会長

その他ございますか。

宮澤（孝）特別委員

水路なんかも余分にかかる訳ですよ。

幹事（豊科建設事務所）

そうですね。分散すれば分散した分だけ、水を導水したり排水したりする水路は当然増えてくることは考えられます。

宮澤（孝）特別委員

どの位増えるのかね。

幹事（豊科建設事務所）

それは位置が決まらないとお答えしようがございません。

高橋部会長

費用の問題はここで、案を決めていただかないと算出できませんのでね。あれも出せこれも出せという訳にいきませんので、できれば、ダムに対しての費用対効果ですから、一つの案を皆さんの方で決めていただいてこれで積算しなさいよ、という持っていき方でないと、あれもこれもという訳にちょっといきませんので、これ全部財政ワーキングの方でやっていただきますので、できれば具体的に、代替案としてはこうだよというものを皆さんで決めていただいて、できるだけ早くこれで積算してみなさいと。で、ダム対この代替施設の費用対効果ということでさらに検討を深めるということになるかと思しますので、お願いします。

田宮特別委員

今の話では、分散型という意見が新しい形が出てきている訳ですね。300 m×300 mということではなくて分散して100、100、100という意見も一つの提案として出てきているのですが、もう一つ先程から出ているもう一点は、現在の砂防ダムとの併用、砂防ダムの堆砂の状況と合わせて

ため池等を考えていくといえますかね、そういうことを案として部会長さんがおっしゃっていたように思うのですが、併用というのは、そういう意味ではなかったのでしょうか。

高橋部会長

いや、私は河道外貯留施設というのが不可能に近い規模での代替案として出ている訳ですよ。これはもう不可能に近いのではないかと、誰が見ても常識的に。であるならば、先程から植松さんからも出ていますように、砂防ダムと河道外施設とを併用して、分担は別としてね、いわゆるこの施設が小さくならないのでしょうか、そういうことができるのでしょうかと、先程聞いた訳です。

田宮特別委員

ああ、そうですね。そういうことも一つの案としてあると思うのです、やはりね。現実的な案としてあると思いますので、やはりそういうことの費用の問題は検討していただけると思うのですけども、是非部会の意見として検討委員会に挙げていただければというふうに考えます。

高橋部会長

はい、分かりました。

中村特別委員

もう一つ、河道外貯留施設というのも、ある程度コンクリートで固めて、そして地域を切り開かなくては行けないというこの絵を見ますと、ダムと同じような自然破壊になるのではないですか。そういう点で効率の良い方がいいのではないのでしょうかね。

高橋部会長

考え方をちょっと説明して下さい。

幹事（豊科建設事務所）

造る場所によってどの位の自然環境への負荷があるかというのは、単に改變の面積だけでは計れないと思います。護岸といいますが、その水を貯める構造もですね、コンクリートでばっちり張るのも当然あるのですが、石を利用するという例も、あるようには聞いております。ただ、確かにある程度のインパクトはどちらにしるあるのではなからうかとは思いますが。

高橋部会長

標準的な物を、いわゆる器だけを描いたよという解釈でいい訳ですか。

幹事（豊科建設事務所）

その通りでございます。

高橋部会長

そういうことでご理解いただけますか。場所によって、土でいいのかコンクリートでいいのかというのは必ずから技術的に変わってきますので、340,000 m³を貯めるにはこれだけの面積が必要ですよという解釈でご理解いただければと思います。よろしいですか。

それでは先程から出ております、河道外貯留の問題についても久保田委員の方から安定性の問題から必要であるという問題が提起されております。それからその他の方々からは、砂防ダムの活用ということで、浚渫の問題、それから併用というのですかね、言葉がちょっと分かりませんが、併用の問題が提起されておりますけれども、このことについて可能性といえますか、幹事会の方でさらに検討を深めるということはできますか。また同じ結果ですかね、今日出てきたものと。そうでなければその他の案ということになります。最小の確認事項として、出されているこの河川水と地下水の問題、地下水の問題についてはご理解いただいたと思いますし、農業用水の転換についてもそういうことであるのですけれども。

それからちょっと私の方で質問して申し訳ないのですが、利水ダムの嵩上げの技術検討ですけれども、皆さんこれについて何かご意見ございませんか。出ておりませんが。

植松特別委員

これについてはその通りだと思います、書いてある通りで。技術的には難しいと思うのですけれども。ただですね、これから利水容量が今これ340,000 m³でやっていますけれども、例えば今言ったため池とか他のものと利用した場合ですね、嵩上げが5～6 mだけでもいいかという案も出てくるかもしれないのですよ。そういった場合にはですね、ここに5～6 mだけ高くする工法というのは現在技術的には可能な工法がありますね、一部。そういったことも含めてですね、確かに20 mも嵩上げする、これは難しいでしょう。けれどもそういった代替案としてこれを少しだけ嵩上げするというのもまた頭に入れておいて、嵩上げする可能性もあるのだと、20 mは無理だとしてもですね。そういったことだけ是非、委員あるいは幹事会の皆さんに頭に入れておいていただいて、代替案が出てきた時にそういった方法があると、それだけ認識していただければと思います。

高橋部会長

あの、代替案は皆さんに出していただく訳ですからね。できれば次回までに、先程久保田委員から出ている河道外貯留の施設の安定性からの必要性と、それから嵩上げの問題、ですから皆さんの方で例えば砂防えん堤を今20 mは無理だということは理解できた。では何 mまで上げられませんか、上げてここでいくら受け持ちますよ、河道外貯留でいくら受け持ちますよと、こういうことはできませんかというような案が皆さんの方からですね、出していただければ非常にありがたいと思うのですよ。

植松特別委員

それについてはですね、利水容量が本当にどれだけいるのかというのをもう一度数字を出さないといけないことですね、ですから前回説明していただいてあるのですけれども本当にこの

340,000 m³ という数字でいくのか、あるいは水利権の問題もあって他の農業用水から転用できるのか、そういったことも含めてからの代替案でいいと思っています。もう少し時間をおいてから。

高橋部会長

はい。少なくとも今は利水をやっていますのでね、農業用水の4,800 m³ですか、これがよそから取れるかどうかという問題で大きく変わってくると思うのですけれども。上水道の問題については、2,000 トンですか、ということですのでね。ではその辺の数字の整理をして、代替案を検討するというのでいいですか。しかし全体の量の9,600 m³というのはもう確認していただいておりますのでね、利水の問題については、その辺はもうはっきりしているということによろしいでしょうか。

事務局（治水・利水検討室）

幹事会いいですか。今、部会長が確認したのは、三郷村の計画通り利水は全体で9,600 m³/日 という数字が確認されたと。あと、農業用水と分水している4,800 m³の扱いについてはまだ、転用とかそこら辺の可能性も探るから、ちょっとまだ棚上げよと、そういう意味ですね。

高橋部会長

そういうことです。それによって全体の量は変わってきますよ。それだけ理解していただければと思います。それでよろしいですか。

それでは前回ですね、その他に資料請求で利水関係以外で今回用意できた資料を幹事から説明を求めますけれども、青木委員から資料の請求がありました、ダムに関する調査の詳細、費用、業者、落札関係。それから植松委員から請求があったダムに関する資料一覧、情報公開リストについて幹事から説明を求めます。事前に、資料18の通りでございますのでお願いをしたいと思います。尚この資料請求に関しては調査リストの適用ということによろしいと思いますので、説明をしなくていいのですね。

青木特別委員

業者の所在地を、大まかでいいです、東京とか大阪とか名古屋とか。

高橋部会長

それは分かりますか。ないのですか。あの、どういうことが必要なのでしょうか。

青木特別委員

ダムのことに関して、どこの業者が入っているかということを知りたいということです。

高橋部会長

業者名入っていませんでしたか。

青木特別委員

地元の業者が入っているかどうかというようなことを知りたいのです。

高橋部会長

それは口頭でできるのではないのでしょうか。地元が入っているか入っていないかだけなら。

幹事（豊科建設事務所）

アイ・エヌ・エーは県外の業者です。それから、朝日計測は管内の業者でございます。それから朝日航洋は県外の業者です。それから環境アセスメントセンターは県内の業者でございます。以上かと思います。

ダム技術センターは国土交通省の外郭団体、財団法人でございますので県外でございます。あとすみません、長野技研とありますが、これは県内の業者でございます。

高橋部会長

よろしいですか。ではそういうことでお願いをしたいと思います。それと前回資料請求がありましたもので、本日取り扱わなかったものについては、次回以降その論点を審議する部会で取り上げたいと思いますので、よろしくお願いをします。以上で計画されておりました日程は終わりますけども、何かその他でありますか。

清水特別委員

私のほうからちょっとお願い、これは検討委員会のなかで議論していただければいいのですが、利水その他の問題につきまして、最終的に場合によっては村長さんの意見を尊重する意向をちょっと入れていただけたらということで、お願いしたいのですが、いかがでしょうか。

高橋部会長

ちょっと、意味が分かりませんが。特別委員会で意見を述べさせるということでしょうか。

清水特別委員

私の言っているのはですね、色々議論したなかで、県と村とのギャップがありますよね。そう言った時に、村としての村長の意見を尊重するという、そういったことなのですが。もし、いけなければそれでも結構ですけど。私はそういうふうに感じたものですから。

高橋部会長

いけないということはないのですよ。ないのですが、その意味合いがちょっと良く理解できませんので、少なくとも特別委員になって入ってきておられます、5町村とも。で、本来委員として出ておりますので、市町村長としての発言というのはいかがなものかと思えますけれども、こういうなかでございますので、その都度問題があった時にはご発言もしていただいておりますし、どうしても検討委員会で市町村長としての意見という形のなかで、五分五分かどうかということ

は、ちょっと検討委員会にも相談をかけますけれども、利水の場合は先程から言っておりますように、水道事業者というのは市町村長の関係になりましてね、委員会でそれまでの権限はございませんので、そこで十分反映はされると私は思いますけれども。また具体的にそれではどういうことかと言われますとまたその都度皆さんにお諮りしてね、意見をお聞きするという事は吝かではないと思いますので。そのケースが良く分かりませんので、よろしいでしょうか、そんなことで。

宮下特別委員

私が最初の要求の時に聞き漏らしたかと思いますが、調査リスト一覧表がありますけれども、これの詳細の報告書というのは請求すればいただけますでしょうか。

高橋部会長

あの、幹事の方でお願いします。

幹事（豊科建設事務所）

部会でも一般県民の方でもそうですが、文書公開ということで公開していますので公開請求をしていただくという形になろうかと思えます。

高橋部会長

ただ宮下委員にお願いしたいのですが、部会全員が必要かどうかということは時間等もったいないですから、必要であれば個人的にということで部会としての資料としてはいかがなものかと思いますがどうでしょうか。よろしいですか。では、宮下委員個人ということで部会としての請求はしませんのでお願いします。

幹事（豊科建設事務所）

わかりました。

高橋部会長

その他ございますか。はい、どうぞ。

植松特別委員

資料請求の件ですが今でもよろしいですか、それとも後にしますか。

高橋部会長

いえ、今でいいですよ。どうぞ。

植松特別委員

県の温暖化対策の中で節水とか水利用に対する方針を出していると思いますが、そちらの方が

らの水利用についてどういった方針を出しているのか自然保護課で出していただきたいです。

高橋部会長

自然保護課いいですか。いないようなので確認します。

植松特別委員

人口増加を含めた周辺各町村の利水計画ですが、他の町村も三郷村と同じように人口増加していきますよね。当然水も必要になるわけですが、それに対して周辺の町村がどのような利水対策をとっているのかを県の方でまとめていただければと思います。いわゆるこれからの水需要に対する各町村の対策です。他の町村もこれから水が必要になってくるわけですが、どのような方針で水需要対策をとっているのか。

高橋部会長

県としてですか。

植松特別委員

ここに各首長さんなり担当者がいますので各町村からでもいいですが、事務局から各町村へ聞き取りしたもので、どちらでも構わないですが、ぜひ出していただきたいです。

高橋部会長

それは可能ですよね。計画立ててますからね。

水谷特別委員

農業、工業、飲料水と水はいろいろに使われています。その辺を総合的にやるのか分けてやるのかを皆さんで決めてもらえばいいです。

植松特別委員

そういうことではなくて、三郷村ではこれから 20 年後の人口予測で水が必要ということやっていますけれども、将来予測でやっていくときにどのように水の利用をしていくかということです。

水谷特別委員

これは 10 年計画、20 年計画とありますが、皆さんのところへ出すときは 10 年計画の見直しということで出しています。だから県の方から各町村へ聞いてもらって、そのデータをお知らせすればいいではないでしょうか。各町村で出すのではなくて県からまとめてもらえばいいと思います。部会長、そういうことでしょ。

高橋部会長

各町村で総合計画というのを立てているわけですが、そこで人口予測もしておりますし5町村でいいわけですから、県は関係なく出ると思います。それは人口予測であって、水予測はしているかどうかわかりませんが、

植松特別委員

各町村の人口はもらっています。それに対しての水需要が出るわけですよ。例えば豊科町だったら地下水をもっと取らなくてはならないでしょうし、さっきのデータでは豊科町、穂高町はほとんど地下水に依存しているわけですよ。それで地下水を沢山とっているわけですよ。そういったことを含めて各町村どのようにこれからの水需要に対してやっていくのかということです。これからはもっと広域で考えなくてはならないわけですから、三郷村だけの問題ではなくて他の町村の方針が数字的なものも含めて分かればということです。三郷村では何万tも足りないということですが、豊科町では10年後、20年後どのくらい足りないかということ、それを関係町村出してくださいということです。

高橋部会長

それは出ると思います。その他資料請求ありますか。無いようですので次回の関係でございますが、治水に関しての審議に入りたいと思います。次回以降に治水対策案を取りまとめた後、治水と利水を合わせた審議に入るということで進めてまいりたいと思います。以上でございますけれども、資料の請求はよろしいですか。確認してください。

事務局（治水・利水検討室）

それでは次回以降の資料の確認をさせていただきます。1点目、青木委員さんからですが、農業用水の実際に必要な量、それからどの程度不足しているかということで、これは南小倉の地域ということでよろしいでしょうか。これについては土地改良課さんでよろしいでしょうか。

幹事（松本地方事務所 土地改良課）

三郷村さんでどうですか。両者で話し合って決めます。

事務局（治水・利水検討室）

お願いします。次に青木委員さんからですが、三郷村の地下水の量をできるだけ把握していただきたいということでございます。これは三郷村さんでお願いします。3番目ですが皆さんから出ました、安曇野の地下水のメカニズム等の把握ということでサクセンさんの意見をお聞きしたということです。これにつきましては事務局の方で検討していきたいと思っています。次に宮下委員さんからでございますが、5町村の用途別土地利用の面積ということで宮下委員さんからペーパーをいただいていますのでそれを埋めるということです。これは地方事務所の総務課さんでよろしいでしょうか。次です。宮下委員さんからですが、農林水産省の今後の減反政策等の計画、予定ということで、農政課だと思っておりますのでお願いします。それから続いて宮下委員さんからですが、三郷村の河川及び水路の水源になる表流水だと思っておりますが、水利権

の絡みで三郷村関係の全ての水利権を持っているものの目的、権利者、量等について整理していただきたいということです。これはどちらで担当していただけますか。三郷村さんでよろしいでしょうか。よろしく申し上げます。許可水利でなくては量が出ないということですが、量が出るものは量、出ないものはやむを得ないと思います。それから植松委員さんからだと思いますが、今後の三郷村の営農計画ということで、これは三郷村全体でしょうか、南小倉でしょうか。全体ということでよろしいでしょうか。三郷村全体の今後の営農計画についてということです。それから三郷村の現在の減反状況と、将来の減反がどうなるかということを含めて三郷村さんをお願いします。よろしいでしょうか。

高橋部会長

減反だけでなく私が言いましたが、転用を入れてください。転用を入れないと水の量も出ませんので。

事務局（治水・利水検討室）

続きまして植松委員さんから、温暖化の対策の中で節水、水利用等についての県の方針についてはどうなっているかということです。これは、温暖化だと環境自然保護課になりますのでお願いします。もう一つ植松委員さんからですけれども、上水道の4町村の将来の水需要とその対策ということですが、現在の水道事業の認可計画でよろしいでしょうか。それですと食品環境水道課さんの方でできますか。

幹事（食品環境水道課）

水需要計画ですと膨大な資料になりますので、それぞれの町村さんで作っていただいて説明していただいた方が分かると思います。

事務局（治水・利水検討室）

では、その繋ぎをやっていただけますか。

幹事（食品環境水道課）

どういう繋ぎでよろしいですか。

事務局（治水・利水検討室）

お願いしますという、繋ぎです。

幹事（食品環境水道課）

それならいいですが。

事務局（治水・利水検討室）

各町村の方々皆さん今日は来ていらっしゃるでしょうか。来ていればそれでお願いします。

幹事（食品環境水道課）
お願いしたいと思います。

高橋部会長

難しい話しではないのではないですか。数字だけでいいのではないですか。平成 12 年の人口が何人で、水需要がいくらで後は 10 年後のもの、これだけでいいと思いますが。4 か町村分を表にすればいいと思います。聞き取りだけでいいですし、そんな難しい話ではないと思います。人口の増加がこうなりますよ、水予測はこうなりますよ、その水源対策はこう考えていますよというだけです。それは地下水に頼るのか、表流水に頼るのかということが分かればいいと思います。

幹事（食品環境水道課）
そうなりますと、だいぶ資料が増えてくると思います。

高橋部会長

だから聞き取りして、集約したものでいいのではないかと私は簡単に思いますがそうではないでしょうか。

幹事（食品環境水道課）
今回、三郷村の水需要予測に関わりましていろいろやったところ大変な資料でした。

高橋部会長

ですからそういうものはいりませと言っているだけです。だったら年度別ではなくて、10 年後にどうなりますということでもいいです。水道のやつは総合計画にありますからそれでいいのではないですか。

幹事（食品環境水道課）
あるとすれば水道認可です。

事務局（治水・利水検討室）
認可計画でいいのではないですか。その数字だけで。

高橋部会長

認可計画でも何でもいいですよ。

幹事（食品環境水道課）
再度後で確認を取ります。

高橋部会長

膨大な資料はいりませんよ。1ペーパーでいいですよ。

事務局（治水・利水検討室）

今のところ本日の資料は以上の10点でございます。

青木特別委員

安曇全体で地下水をどれくらいくみ上げているかということがわからないでしょうか。

高橋部会長

今日の議論にもありましたように、民間のものについては調べられないということでございます。三郷村も全てはやれませんが、できるだけ調査をしてみますということです。豊科の場合は認可制度になっていますからこれは出るとは思いますけれども、後の町村のことは私にはよくわかりませんが可能でしょうか。それはどこで調べればいいのか。もし必要だとすれば、どこの所管で調べていただけますか。サクセンさんの調査にそういうものはないでしょうか。もしあればその中で説明していただければと思います。おそらくそういうものも揃っているのではないのでしょうか。

田宮特別委員

ある程度持っていると思います。先程私が紹介しましたが、この協議会の中で安曇全体で70万tと出ています。ですから70万tは実際に湧水している量なのです。そういうことも分かるから私はある程度分かると思います。

高橋部会長

おそらく私もあると思いますよ。ですからその報告を受けてから再度必要があれば作っていただくということで、できるだけ出戻りにならないようにしたいと思いますのでお願いします。以上でいいでしょうか。

植松特別委員

もう一つ簡単な資料でいいですが、厚生省から県に環境衛生施設設備事業の再評価と水道施設設備事業の再評価の実施について通達が2通行っていると思いますが、それをペーパーに出すだけでいいのでお願いします。

高橋部会長

よろしいですか。確認してください。

事務局（治水・利水検討室）

只今の厚生省通達に関しては食品環境水道課さんでよろしいでしょうか。お願いします。

高橋部会長

それでは資料の確認も済みました。以上で本日の会議を終了したいと思います。次は6月9日の日曜日でございますけれども、先程申し上げたように治水と利水を合わせた論議に入っていきたいと思います。治水ワーキング、基本高水ワーキングの大熊先生が私には午前中は来れないので午後にして下さいと言っていました、会議は10時からやるということです。いずれにしても10時から17時ということでよろしいですか。日曜で非常に申し訳ないと思っておりますが、お願いをいたします。場所についてはどこですか。

事務局（治水・利水検討室）

ここでございます。

高橋部会長

この会場でお願いをしたいと思っております。最後に事務局から連絡がありましたらお願いします。

事務局（治水・利水検討室）

日程は次回6月9日の日曜日、午前10時からこの会場ということで、詳しい日程につきましてはの通知は追ってお届けしたいと思います。よろしく申し上げます。

高橋部会長

それでは本日の議事を終了させていただきます。議事進行に関しましては委員の皆様のご協力ありがとうございます。ご苦労様でした。

事務局（治水・利水検討室）

お疲れ様でした。幹事の皆さんは打合せを行ないますのでこの会場に残るようにお願いいたします。

（終了 17：20）